

令和4年12月定例会 文教厚生常任委員会記録

令和4年12月14日（水）

令和4年12月16日（金）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

令和4年12月14日（水）	7 頁
令和4年12月16日（金）	111 頁

令和4年12月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	12月14日（水）	<p>審査日程の決定 教育総務課、学校教育課、学校給食課審査 議案乙第33号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（学校教育課） 鳥栖市立小、中学校の春季休業日の変更について 鳥栖市立中学校新標準服について 鳥栖市立中学校いじめ案件について 〔報告、質疑〕</p> <p>生涯学習課審査 議案乙第33号、議案甲第41号 〔説明、質疑〕</p> <p>スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、 文化芸術振興課審査 議案乙第33号、議案甲第42号～第44号・第46号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（国スポ・全障スポ推進課） 国スポ会場の変更について 〔報告、質疑〕</p> <p>地域福祉課、高齢障害福祉課審査 議案乙第33号 〔説明、質疑〕</p> <p>陳情 陳情第22号・第24号 〔協議〕</p> <p>こども育成課、健康増進課審査 議案乙第33号・第37号 〔説明、質疑〕</p>

<p>第2日</p>	<p>12月16日（金）</p>	<p>現地視察 （仮称）生涯学習センター（田代大官町） 勤労青少年ホーム（元町）</p> <p>陳情 陳情第22号・第24号 〔協議〕</p> <p>自由討議 議案審査 議案乙第33号・議案乙第37号、 議案甲第41号～第44号・第46号 〔総括、採決〕</p> <p>報告（学校給食課） 学校給食費の改定について 〔報告、質疑〕</p>
------------	------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

12月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和4年12月14日付託]

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第6号)	[可決]
議案乙第37号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第7号)	[可決]
議案甲第41号鳥栖市生涯学習センター条例	[可決]
議案甲第42号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第43号鳥栖スタジアムの一部を改正する条例	[可決]
議案甲第44号鳥栖市プロスポーツチーム練習拠点の開放奨励に関する条例	[可決]
議案甲第46号事業用定期借地権設定契約の変更について	[可決]

[令和4年12月16日 委員会議決]

2 陳情

陳情第22号物価高騰に対する高齢者福祉・介護施設等への支援について(要望)

陳情第24号食の自立支援事業における物価高騰への支援に関する要望書

3 報告

鳥栖市立小、中学校の春季休業日の変更について(学校教育課)

鳥栖市立中学校新標準服について(学校教育課)

鳥栖市立中学校いじめ案件について(学校教育課)

国スポ会場の変更について(国スポ・全障スポ推進課)

学校給食費の改定について(学校給食課)

令和4年12月14日（水）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 鹿毛晃之

地域福祉課参事 天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

地域福祉課長補佐兼生活支援係長 豊増秀文

高齢障害福祉課長 竹下徹

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長 犬丸喜代子

高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長 下川有美

こども育成課長 林康司

こども育成課保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 豊住佐知子

健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼

保健センター所長 名和麻美

健康増進課保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策係長 井ノ上克子

健康増進課健康づくり係長 森岡裕子

スポーツ文化部長 佐藤敦美
スポーツ振興課長 小川智裕
スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉
スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子
国スポ・全障スポ推進課総務企画係長 小石基博
国スポ・全障スポ推進課競技式典係長 安川直樹
文化芸術振興課長兼市民文化会館長 八尋茂子
文化芸術振興課文化芸術振興係長 佐藤直美
文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長 中牟田恒

教育部長 小柳秀和
教育総務課長 佐藤正己
教育総務課総務係長 城島直也
教育総務課教育支援係長 辻亮子
学校教育課長 古賀泰伸
学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事 日吉敬子
学校教育課参事兼教育指導係長兼指導主事 井手崇雄
学校教育課長補佐兼インクルーシブ教育推進係長 長野稚佐
学校給食課長兼学校給食センター所長 犬丸章宏
学校給食課参事兼課長補佐兼学校給食センター係長 立石光顕
生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦
生涯学習課参事 久家喜男
生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長 豊増裕規
生涯学習課長補佐 久山高史
生涯学習課文化財係長 島孝寿
生涯学習課文化財担当係長 大庭敏男

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

審査日程の決定

教育総務課、学校教育課、学校給食課審査

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

報告（学校教育課）

鳥栖市立小、中学校の春季休業日の変更について

鳥栖市立中学校新標準服について

鳥栖市立中学校いじめ案件について

〔報告、質疑〕

生涯学習課審査

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案甲第41号鳥栖市生涯学習センター条例

〔説明、質疑〕

スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課審査

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案甲第42号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

議案甲第43号鳥栖スタジアムの一部を改正する条例

議案甲第44号鳥栖市プロスポーツチーム練習拠点の開放奨励に関する条例

議案甲第46号事業用定期借地権設定契約の変更について

〔説明、質疑〕

報告（国スポ・全障スポ推進課）

国スポ会場の変更について

〔報告、質疑〕

地域福祉課、高齢障害福祉課審査

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

陳情

陳情第22号物価高騰に対する高齢者福祉・介護施設等への支援について（要望）

陳情第24号食の自立支援事業における物価高騰への支援に関する要望書

[協議]

こども育成課、健康増進課審査

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案乙第37号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

市債でございます。

委員会資料3ページをお願いいたします。

歳出を説明いたします。

最初に、款10教育費、項1教育総務費、項2小学校費、項3中学校費、項4社会教育費の各目におきます、人件費に係る補正内容について、まとめて御説明申し上げます。

今回の補正予算では、佐賀県人事委員会勧告に基づく、初任給など若年層の給与月額の上昇、勤勉手当の上昇による、給与改定及び人事異動等に伴う補正となっており、節2給料、節3職員手当等、節4共済費及び会計年度任用職員の節1報酬、節3職員手当等、節4共済費について補正を行っております。

次に、委員会資料4ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校施設管理費、節10需用費につきまして、鳥栖小学校ほか6校の消防設備修繕に係る費用の補正でございます。

節12委託料及び節14工事請負費につきましては、若葉小学校及び基里小学校の動力系高圧受電設備の容量不足を解消するため、動力トランス取替えを行う、受電設備改修工事に係ります、工事監理委託料及び工事請負費を計上いたしております。

委員会資料10ページをお願いいたします。

主要事項説明書でございます。

事業目的といたしましては、空調設備等で使用します、高圧受電設備の容量不足の小中学校に対して、大容量の受電設備改修を行い、児童生徒の学習環境を整備するものでございます。

委員会資料4ページにお戻りください。

小学校費、目2学校事務管理費、節10需用費につきましては、市立小学校8校に係ります、電気料金、水道料金及び下水道使用料と光熱費に係る補正でございます。

犬丸章宏学校給食課長兼学校給食センター所長

文教厚生常任委員会資料の5ページをお願いいたします。

目4学校給食センター費について申し上げます。

節10需用費につきましては、学校給食センターで使用します、ガス、電気の使用料などを補正するものでございます。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、目5学校建設費、節12委託料につきましては、来年度大規模改造工事を予定しております、旭小学校屋内運動場、体育館の設計業務委託を行っておりますが、旭小学校屋内運動場が大雨等の災害時の避難場所に指定されておりますので、防災備蓄倉庫を増築す

ることになりましたので、その設計に係る費用を追加で補正しております。

6ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校施設管理費、節10需用費につきましては、鳥栖市立中学校4校の消防設備修繕に係る費用の補正でございます。

節12委託料及び節14工事請負費につきましては、鳥栖中学校の動力系高圧受電設備の容量不足を解消するため、受電設備の設置工事に係ります工事監理委託料及び工事請負費を計上いたしております。

目2学校事務管理費、節10需用費につきましては、中学校4校に係ります電気料金、水道料金及び下水道使用等の光熱費に係る補正でございます。

7ページをお願いいたします。

節17備品購入費につきましては、令和5年度に特別支援学級数が増加します、田代中学校及び鳥栖西中学校の教育用備品の購入をする費用を補正しております。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖市立中学校の部活動において、九州大会及び全国大会に出場しました生徒に対し交通費の半額を補助するもので、今年度も九州大会及び全国大会に生徒が出場し、補助金額が当初予算額を超過しましたので、収入額を補正するものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。

委員会資料14ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、高圧受電設備改修事業790万円、項3中学校費、高圧受電設備改修事業4,120万円につきましては、現在、高圧受電設備改修事業の工事設計を行っております。

設計完了後、改修工事の入札を行い、受注業者が高圧受電設備資材を発注しても年度内に資材の納入が見込めないため、改修工事の年度内完了ができないことが判明いたしましたことから、明許繰越しを行うものであります。

以上、説明を終わります。

藤田昌隆委員長

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

樋口伸一郎委員

順番にいきます。

2ページからお願いいたします。

款23、項1、目6、節1小学校債の歳入のところです。

旭小学校の大規模改造事業ということで、設計に関する費用が増額補正で歳入に上がっているという感じなんですけど、余ったということですか。

まず、この概要っていうか、要らなかったっていうことなのか。

佐藤正己教育総務課長

先ほど言いましたように、旭小学校は、令和5年度から体育館の改修から大規模工事を始めていきます。

現在、体育館の改修工事の設計業務委託をしております。

その分で、先ほど言いましたように旭小学校は避難場所に指定されていることから、備蓄倉庫を体育館内に増設するっていうことが決まりましたので、その分の設計業務を発注するための費用の分として市債を充てるということで、増額をしているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

今、御答弁いただいた部分は、5ページの下段のほうの、目の学校建設費の委託料っていうことですよ。

そうしたら、歳入の補正で40万円、歳出の補正で25万円と、金額としては出入りの状態になってるんですけど。

同じような設計関連なので、簡単に言うたら、相殺したような形にはならなかったのかなと。

歳入のほうは40万円が多いので、そっちを15万円にしたら歳出が要らなかったとかにはならなかったのかなと思って。

で、併せてですけれども、それぞれに、こっちは市債として上げないといけなくて、歳出として25万円を上げないといけなかったっていうような性質の違いというか、そこも一緒に教えていただきたいんですけど。

佐藤正己教育総務課長

5ページの学校建設費委託料が25万円の分につきましては、旭小学校の設計委託を一回通常の歳出の分を出しておりますが、その執行残を含めまして25万円不足するっていうことで、25万円分の追加での支出の補正をしております。

それで、市債としては、今回の追加分の費用に充当できる部分が40万円あったということで、市債を40万円充当しているということでございます。

樋口伸一郎委員

分かりました。ありがとうございます。

続けてもう一点いいですか。

14ページを質問してもいいですかね。（「上2つはね」と呼ぶ者あり）上2つですね……、じゃあ後ほどいいです。失礼しました。

藤田昌隆委員長

ほかに。

飛松妙子委員

高圧受電設備改修事業が、若葉小学校と基里小学校と鳥栖中学校で予算が計上されているんですが、それ以外の学校は何か予定はありますでしょうか。

佐藤正己教育総務課長

今回、若葉小学校と基里小学校と鳥栖中学校の高圧受電設備の改修を行いますが、夏に空調を入れておりますが、コロナの関係で換気をしながら空調を入れており、冷えるように設定温度を下げていったら、逆に高圧受電設備の容量オーバーを招いたということです。

高圧受電設備の点検業務を行っている業者から、超えてますよって指摘を受けましたので、市内小、中学校12校全部、再度調査し直したところ、この3校が大きく容量不足を発生していたということで、今回この3校の改修工事をするものでございます。

飛松妙子委員

ということは、ほかの学校では改修することはもう必要ないという確認が取れたということですね。

佐藤正己教育総務課長

今回はこの3校ですが、今、大規模改造工事を行っております、田代小学校も若干不足しますが、大規模改造工事の中で行うということで、解決しております。

飛松妙子委員

ということは4校ですね。

分かりました、ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

じゃあ、1つよろしいですか。

7ページの中学校費、中学校スポーツ大会等出場補助金で48万2,000円というさっきの説明で、交通費は半額？全額は出ないわけ。

佐藤正己教育総務課長

補助要綱等の中で半額というふうになっております。

藤田昌隆委員長

例えば、中体連とかでいろいろな県を渡ったりするやつも入ってるんでしょう。県内だけ？

佐藤正己教育総務課長

九州大会と全国大会に出場する分のみでの補助となっております。

藤田昌隆委員長

半額ということは、残り半分は親が負担するということになりますか。

佐藤正己教育総務課長

補助としてはそうなっております。

藤田昌隆委員長

いい成績を収めたから、ほかの県まで行って競技をするわけだけど、半分しか出ないというのはちょっと……、初めて聞いて正直びっくりしました。

その辺の今後どうのこうのというのは、考えていらっしゃらないですね。

小柳秀和教育部長

現時点では、現在の要綱に従って補助を進めることにしております。

以上でございます。

中川原豊志委員

関連なんですけど、そういった場合、県とかの大会の主催者からの補助は別途あったりするんですか。

佐藤正己教育総務課長

補助要綱の中には、そういった大会主催者とか他の機関からの補助を差し引いた分の実費の分の2分の1を補助するという形になっておりますので、ある場合もあるという……、例えば県代表で出るときに、県の協会から補助が出るとかはあるかもしれません。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかに。

中川原豊志委員

小学校費、中学校費の中に、修繕料で、消防施設の改修とかいう話があったんですが、実際どういうふうな——点検だけなのか、何か定期的に改修工事をしなくちゃいけないのか、その辺のところちょっと教えてもらっていい。

佐藤正己教育総務課長

全体の消防設備、それから避難表示、消火器類、消火栓とかを年2回点検をしておりますが、やはり経年劣化等により表示が汚れてたり、消火器を受けるボックスみたいなのが壊れたり、消火栓の扉の部分がさびてるとかの指摘を受けたりします。

あと、中学校の防火扉の開閉がちょっとうまく——モーターの不具合があるとか、そういうのはかなり指摘を受けておりますので、その指摘を受けている分について、随時修繕を行っているところでございます。

中川原豊志委員

ということは、全校に同じような修繕をするんじゃなくて、学校ごとに修繕しなくちゃいけない箇所について、修繕をしていった合計がこうなったということによって理解してよろしいですか。

佐藤正己教育総務課長

各学校とも、指摘を受けた箇所を随時修繕をしていっております。

一応、大規模改造の時に全体的にやり直しをしますけれど、それ以降に、経年劣化とかで修繕が必要となってきたものを随時しているということでございます。

永江ゆき委員

小中学校の高圧受電設備改修事業の件に関して、夏を乗り越えたんですけど、それでもやっぱり足りないという計算になってるんですか。

佐藤正己教育総務課長

今年度につきましては、夏休みが明けてから設定温度を下げて、冷えるように使っていきますと、学校施設自体が停電になる恐れがありましたので、設定温度を学区ごとに定められたデマンド値という数値がありますので、それに戻してもらって、9月は児童生徒には幾分我慢してもらいました。

そういう状況を解消するために、今回こういった予算を計上しているところでございます。

永江ゆき委員

そうしたら、基本料金みたいなのが変わっていくんですよね。

佐藤正己教育総務課長

デマンド値で基本料金が変わりますので、設定を上げれば基本料金も上がっていくってことになります。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

永江ゆき委員

はい。

藤田昌隆委員長

ほかに。

成富牧男委員

先ほどの話では、消防設備の点検は定期点検をやられてるんですかね。

その定期点検の中で、このままではいかんよって見つかったところについて、修繕なりや
っていくということですよ。

定期点検を行っている業者と修繕を行っている業者は随契なのか。

どういう契約の仕方をしているかですよ。

佐藤正己教育総務課長

年度ごとに入札をして管理委託業者を決定しております、その委託業者が点検をします。

点検場所も当然、その業者が分かりますので——消防設備ですので、すぐにできる部分は
していくということになっておりますので、随契で行っているところです。

成富牧男委員

どの分が入札で——緊急ということで随契ということですか。随契理由は？

基本は入札をやっているけどってことですか、そこんところ。

佐藤正己教育総務課長

先ほども言いましたように、防火扉全体を替えるとか大きい金額になりますと、入札を行
いますけれど、表示灯を替えるとか、消火器のボックスを替えるとか、消火栓の扉を全部替
えるとかってというのは、少額でありますので、消防署からの指摘もあっておりましたので、
早急に替えるということで、随契で修繕を行っているところでございます。

成富牧男委員

要は少額だから、いわゆる随契の額以内ということですね。了解。

飛松妙子委員

光熱費が、全体でどのくらい上がったのかを教えてくださいいいですか。

犬丸章宏学校給食課長兼学校給食センター所長

委員会資料5ページでございます。

項2小学校費、目4学校給食センター費、学校給食センターの例で御説明をさせていただ
きたいと思っております。

学校給食センター費で、今回、光熱水費、燃料費の補正をしているところでございます。

学校給食センターで使っている電気料金につきまして、令和3年度と比較をいたしますと、
使用量としてはあまり変わらないような状況になっております。

支払わなければならない料金でいきますと、今のところ、今年度の見込みも含めたところ
で、令和3年度と比較をしますと、推計も含んで、15%程度の金額は上がっているという状
況になっております。

同じく、学校給食センターのほうで、ガスも使用しているところでございますけれども、

ガスにつきましても、使用する量は、令和3年度と今年度はおおむね同程度でございます。

支払わなければならない料金につきましては、これも10%を超える上昇という、見込みも含めてでございますけれども、こういう状況になっております。

以上でございます。

飛松妙子委員

給食センターは分かりました。

学校とかはどのような状況か教えてください。

佐藤正己教育総務課長

学校につきましては、ちょっといろいろ事情がございまして、当初、田代小学校の仮設校舎分の光熱水費を見込んでいなかったもので、その見込みを入れているところと、先ほど言いましたように、空調の関係で、デマンド値を上げていくことで、電気代が上昇しているということで決算見込みをしまして、多いところで50万円から100万円程度ずつ増えているところでございます。

飛松妙子委員

仮設の校舎が入ってなかったというのもあると思うんですが、令和3年度と比べて全体の何%ぐらいアップになってるか分かりますか。

藤田昌隆委員長

それ、ざくっと言わんですか。分かるわけないっちゃけん。

佐藤正己教育総務課長

今の状況で、決算見込みでは12%程度上昇しています。

藤田昌隆委員長

ほかにないですよ。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。



報告（学校教育課）

鳥栖市立小、中学校の春季休業日の変更について

鳥栖市立中学校新標準服について

鳥栖市立中学校いじめ案件について

藤田昌隆委員長

次に、議案外ではございますが、学校教育課より報告をお受けしたいと思います。

古賀泰伸学校教育課長

それでは、配っていただいた資料を御覧ください。

鳥栖市立小、中学校の春季休業日の変更について御説明させていただきます。

目的としましては、新学期の準備に十分な時間が確保しづらい状況となっております、教職員の働き方改革の観点から改善する必要があると。

そのためにということで、鳥栖市立小、中学校の管理に関する規則第25条に示されている春季休業日を、4月5日までとなっている部分を4月6日まで1日延長するというところにしております。

現行では、春季休業日につきましては、4月1日から4月5日までの5日間としておりましたけれども、ここに土曜日や日曜日の休みが入りますと、準備期間が非常に短くなるということから、4月1日から4月6日までの6日間としたいというふうに考えております。

こういった取組につきましては、東部教育事務所管内を見ても、管理規則の改定を行って変更する自治体につきましては、4市町。

管理規則を変えず、試行の形で取り組んでいこうという市町が、2市町。

検討を行っているところが、2市町となっております。

また、近隣の福岡県を調べますと、小郡市につきましては、4月1日から教育委員会が定める日というふうにしてあります。

また、久留米市は、4月1日から4月4日まで（当該期間に、土曜日及び日曜日が含まれる場合は4月5日まで）というふうに柔軟性を持たせているところでございます。

なお、参考としまして、今後5か年間の状況について示しておりますけれども、6日までとすることによりまして、2023年度は1日間の余裕が出てくる。

2026年度、2027年度につきましても、1日間余裕が出てくるという状況になります。

こうすることによりまして、円滑なスタートを切ることで、よりよい教育効果をもたらせることを期待しているところでございます。

私の説明は以上となっております。

樋口伸一郎委員

3番の近隣自治体の状況について、①管理規則の改定を行い、②試行の形をとり、③検討している、ということだったんですが、①と②の違いというか、試行的に行うことのほうがいいのか、管理規則の改定で行うことのほうがいいのか、その違いはどのようにふうに考え

であるか教えてください。

古賀泰伸学校教育課長

鳥栖市につきましては、管理規則を改定した上で、実施したいというふうを考えておりまして、きちんと規則にのっとり行うことができるかと思えます。

②の試行の形というふうになった場合には、今後の状況を見ながら、管理規則を変更する必要があるかどうかを検証するという事を考えてあるのではないかと、推測される次第でございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。よく分かりました。

管理規則ってなると、以降はきちんとした基準に従ってできるってことですね。

参考に2027年度まで出てるわけですけど、2025年度の準備期間としては同じですね。

なので、教職員の皆さんの働き方改革で、準備期間をっていうことであれば、1日延長するというふうになってますけど、これを2日で検討したり3日で検討したりもされたのか。

1日しか延ばせないとかいうような慣例じみたものが全国であれば仕方ないですけど、鳥栖市は2日延長してみたりとかいう、検討はされたのか教えてください。

古賀泰伸学校教育課長

まず、準備期間が3日間になってしまうことの解消が必要であるというふうに考えたときに、4日以上は設けたいというところがあって、4日っていうところを考えたときに、必要な日数は、1日延長が妥当なラインかと。

また、もう一つが、あまり先延ばしにしますと、今度は授業日数が削られてきます。

そうすると、せっかく円滑なスタートを切ったとしてもその部分で余裕がなくなってくると。

後にしわ寄せができるだけかからないような状況をつくるためには、1日延長っていうところが必要なと判断したところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

分かりました。

1日延長が妥当なところだろうということで、管理規則の改定を行った上でやるということですけど、今後、参考の5年間を見た上で、いろんな意見が出てくると思います。

そのときに、管理規則の改定も視野に入れて協議をされていくのか、半永久的にこれで行くお考えなのか、今後の考え方を教えてください。

古賀泰伸学校教育課長

この改定に至った経緯の一つに、校長会からの申入れもあっております。

つまり、現場の負担感といったところがどのように変化していくか。

ここについては、これから先、校長等の意見も聞く必要があるかというふうに思います。

1日延長につきましては、現に鳥栖市の校長会のほうからも申入れがあっておりますので、それも含めた上で検討しております。

今後もし必要なきが来た場合は、また協議の対象になってくるかと思えます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。終わります。

藤田昌隆委員長

私からいいですか。

新学期の準備に十分な時間が確保しづらいということがあるんやけど、新学期の準備というのは、例えば1週間ぐらいかかる？

古賀泰伸学校教育課長

新学期の準備としましては、まず学校の校務分掌や体制について、会議を行う必要がございます。それに、1日は必ず費やします。場合によっては、1日半かかることもございます。

その後、その会議において、学級担任が決まります。

学級担任が決まると、児童名簿の作成、それから補助教材の選定、そういったものに時間を費やします。

で、担任になりましたら、学級開きといいまして、最初の授業で子供たちと対面するときにはどのような話をするのか、こういったところも考えながら準備をしていかななくちゃいけませんし、教室配置が決まりますので、その教室に行って教室の準備をしなくてははいけません。

こういった作業を、これまでは4月5日までに進めてきたわけです。

しかし、ここに土、日が入ると3日間しかない。

私も経験があるんですが、3日間になった場合、夜遅くまで仕事をするか、土、日、休日出勤をして対応するか、このいずれかでしか対応できなかったわけです。

こういったところから、1日だけでも延長したいというふうなところになっております。

お答えになってるかどうか分かりませんが、以上です。

藤田昌隆委員長

ここ3年ぐらい、コロナで授業時間の確保のために夏休みを削ったり、いろんな問題ありましたよね。

その中で、新学期の準備で1日。

そうしたら、肝腎な子供の授業時間の確保とか、その辺はちゃんと考えてあるのかなと感じましたんで。

古賀泰伸学校教育課長

ありがとうございます。

授業時間の確保については、確かに夏休みとかを削った効果もあって、幾らか余裕があります。

これまで、学級閉鎖、全体的な学校の休業、こういったところについて、確かに長期間にわたって学校閉鎖をした後については、かなりタイトなスケジュールを組んだ経緯もございますが、現在は学びを止めないということから、全体的な学校の休業に至ることはできるだけ避けるようにしております。

そういったことから、授業時数の確保という観点については、現在は問題が——最初に比べると少なくなっております。

学級閉鎖も、できるだけ短い期間っていうところで調整がきくようになっておりますので、今後、授業時数が極端に減ってくるという心配はないものと考えております。

以上です。

藤田昌隆委員長

分かりました。主役は子供ですからね。

この前、学校の教育レベルがけつから何番目という話もあったし、そこはきちんと確保した上でしてもらわないと、沖縄になってしまいますので、ぜひよろしくお願いします。

成富牧男委員

1つだけ。

さっき説明の中で、校長会からの要望？申入れ？そういう仕組みがあるんですか。

ほかのことでもできるんですか。

古賀泰伸学校教育課長

まず、この取っかかり——県全体にこういった動きが出始めたのは、鳥栖市ではない別の市町での校長会からの申入れもあるっていうところを聞いております。

で、こういうふうな動きがあるけれどもいかがでしょうかと、鳥栖市のほうに投げかけました。

それに対して、校長会の中で協議をしていただいて、その後、1日延長をお願いしたいという流れはあっております。

成富牧男委員

ごめんなさい。さっき付け加えたつもりやったけど。

だから、今回のこの春季休業日では、そういう形で申入れがありましたと。それもまずは教育委員会から投げかけたって言われましたかね。

そのような一つの仕組みみたいなものがあるんですかと、たまたまこれについてですけど、ほかのこともそういう形で——例えば、投げかけなくても校長会の総意みたいなやつで、現場の声を上げるような仕組みがあるんですかということを探ねてます。

古賀泰伸学校教育課長

仕組みのあるなしというふうなところにつきますと、この場では即答ができないかなっていうところがあります。

ただ、学校現場としての声というところについては、聞く姿勢がありますので、校長研修会などを通して、場合によっては、校長会の会長さんから話をいただいたりとかいうところは、これまでもあっております。

成富牧男委員

自主的には動いてるということでしょうけど、さっきの差し控えますというのは何やろうかと思います。

何て言われたかな？

古賀泰伸学校教育課長

そういった仕組みが現に制度的にあるかどうかというふうなところについては、すみませんが即答ができないと。

成富牧男委員

了解しました。

藤田昌隆委員長

次は？

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、鳥栖市立中学校の新標準服について、概要について説明させていただきます。

資料はタブレットのほうに入れているかと思います。そちらを御覧ください。

御存じかとは思いますが、もう既に市役所のほうでも展示をさせていただきましたけれども、このたび検討を重ねてまいりました、鳥栖市立中学校の新標準服につきまして、デザイン等が決定をし、お披露目をしたところでございます。

こちらにつきましては、市内4校の中学校におきまして、来年度から移行をしていき、移行期間5年間で現在予定しているところでございます。

来年度入学する新中学1年生を中心として随時移行していきませんが、移行期間の5年間に

つきましては、新しい制服を着てもよし、これまであった制服を着てもよし、というふうなことで対応することとしております。

なお、そのデザインを基に制服を作ってもらったことから、持ち合わせの生地等により業者によって価格が少々上下がありますけれども、デザインにつきましては、統一性を図っているところがございます。

それと、それぞれの中学校の区別がつくように、それぞれのスクールカラーを中心とした、色で見分けることができるような工夫もございます。

私の説明は、以上となっております。

藤田昌隆委員長

説明が終わりました。

質問のある方。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

デザインはこういう形で決められたけれど、業者によって生地が持ち合わせとか、何か言われたんだけど、生地とかによって価格変動があるのは、保護者の方ってどっちがいいのか分かるのかなっていう気がするんですよ。

古賀泰伸学校教育課長

先ほどの説明にもございましたとおり、同じ仕様書で作ってもらっておりますので、基本の作りは合わせてもらっております。

ただ、メーカーが持っている生地の特徴がそれぞれ違います。

例えば、伸縮性に力を入れている、速乾性、そういったいろんな違いがあって、それによる差があります。

その差については、もう既に全ての小学校6年生、児童、保護者に対しての説明会が行われておりますけれども、その中で各小売店のチラシをもって説明をしております。

それを見て選んでいただくということになります。

以上です。

田村弘子委員

私は6年生の保護者ですが、制服を売ってある各会社さんのパンフレットに、特徴だったり、性能だったり、こういうところがいいですよっていうのを説明会のときに配付していただいて、熟読できるような環境を整えてもらってますので、とても分かりやすかったです。

藤田昌隆委員長

価格の問題についてずっと言ってるんですが、生地がどうのこうのという話があって、大

量発注イコール価格が下がるんですよ。

今、やられてるのはメーカー何者ですか？

古賀泰伸学校教育課長

4者です。

藤田昌隆委員長

4者ね。ばらばらに頼めば、持ってるメーカーによって特徴があることは分かります。

しかしこれ、学生服ですからね。各個人のファッションのどうのこうのじゃない。

最低限同じものを着て同じ値段というのは、原則に近いもんじゃないかなと。

だから、大量発注して、1者に入札して——例えば1万着用意してくださいと、そうしたら、入札のときに1万着とかの価格を入れさせてすれば、価格低減にもつながるし、学校によって生地が違うということも言わんでいいし。

何かおかしい感じがするんですよ。

私がもし発注者だったら、1者に大量に受注できて、それできちんとした商品を作れるところを選んで、それで価格を下げさせてという行動を取るけどな。

この背広は伸縮性がいいとか、この背広は少々刃物で切っても頑丈ですからって、何か違うような気がするけどな。

古賀泰伸学校教育課長

ありがとうございます。

これまで、4校はそれぞれの取引店がございますので、そこからの注文というところになっておりました。

今回、標準服を変えるというところで、学校がそれぞれに作りますと、それはまた価格がかなり上がってくるかと思います。

それを4校一緒にすることで、ある程度価格が抑えられるというところもありました。

もう一つ。

地元の取引業者さんを1者に絞ると、ほかの3者は取引ができなくなるということもできるだけ防ぐことから、4者をお願いをする形を取ったわけです。

デザインにつきましては、取引業者にそれぞれ出していただいてデザインを決定し、そのデザインの下、それぞれの業者に制服を作っていただくという形を取らせていただきました。

そのため、理想としては1者で、もう少し価格を落とすということもできたかもしれませんが、今回、地元4者を使うというところを念頭に置きながら作業を進めたため、このようなことになっていると理解しております。

藤田昌隆委員長

地元4者というか、要するに販売店、例えば、日吉何とかそういうところでしょう。
そうしたら、例えば、中川原議員が取引している商店のメーカーはA社。こっちはB社。
これを市が主導で、これを扱ってください、取引を始めてくださいって言えば済むことで
す。

例えば、今まで取引がなかったら、新規取引をしてくださいと、鳥栖の中学校はこの制服
でいくからここのこのメーカーと取引をしてくださいと。

そうしないと販売できませんよって新規取引すればいい、それだけのことじゃないですか。
販売店の取引先に合わせるじゃなくて、販売店がその取引先に合わせる。

そうすれば、別に何の問題もない。

市内に4業者があっても、同じ取引先と取引を始めていいわけ。別に何の問題もない。

しかも、そのメーカーと取引することによって、きちんとした安定したものが供給できる
んやったらそれが一番いいじゃないですか。

しかも販売店によって、中川原議員のところは一番高かったり、田村議員のところは安か
ったり、そういう問題もなくなるわけですよ。

もう今さら言うても、もう説明会終わったとかどうのこうの言うだけ。

しかし、しかしですよ、こういう考えを持つとかないかんち。当たり前ですよ。通常、当
たり前。

大量に発注して、しかも長い間ずっとこれを使うんだったら――毎年変わるならひよっと
したらあれかもしれないけど、デザインまでしっかりやってしたわけですから。

デザインだってメーカーに頼んで、生地はこうで、このデザインで作ってくれと。

販売店もここと取引を始めなさいと。

そうすれば、きちんと長い間販売の流通経路が確保できる。

逆に、そういう考えが私には分からない。

小柳秀和教育部長

新標準服につきましては、今、子供さんが学年で年間600人から800人ぐらいで動いてます。

ここ数年はちょっと数は違うと思いますが、落ち着けば、年間600人から700人ぐらいの定
数が売れていくことになるのではないかというふうに思っております。

今、委員長からお話いただいた件については、次回、標準服を作る際の検討材料の中に入れ
させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

いや、私は、高いから言ってるんですよ。

3万円とか高すぎるという認識があるから、親にとっては大変ということスタンスに最

初言ったわけです。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

価格のことについては、大変御心配をおかけしております。

今回の標準服導入に際しては、アンケートの結果、経済的なことを重視したいという保護者さんの御意見も多かったので、そこをやはり考える必要があるということで、今の制服とそれほど大きく変わらないようにということと、4万円程度でどうにか納めてほしいということで進めてきたわけでございます。

実際に今回のチラシを確認しましたところ、この冬服の1型が、3万6,000円程度から3万9,000円程度。

2型で3万8,000円程度から3万9,000円程度に納まっております。

他市町の状況を聞きましたところ、公表してないということで、市町の名前は言えませんが、聞き取ったところで一番安かったところは3万7,800円。

それほど変わらないかなというふうに思っております。

それから、うちと同じような状況ですね、複数の小売店で扱われる市町さんについては4万4,500円。

そして、学校1校で検討される場合には、やはり単価が上がりますので、6万円ぐらいになるというふうに聞いております。

ですので、中学生の成長期の子供たちが毎日激しい動きをする、そして大人みたいに丁寧な扱いをする子ばかりではございません。

結構雑な扱い方をしたりする、繰り返し洗う、そしてリユースまでするっていうことまで考えたときに、この価格がそんなに高いものかなというふうに考えるところでございます。

しかしながら、これまでずっと御心配いただいておりますので、次回検討する際には、また御意見を取り入れながら進めていきたいと思っております。

以上です。

藤田昌隆委員長

今の御発言ですと、4万円幾らのところもある、それからいったら安いんですよっていう答弁やったような気がするけど、今は背広でも洗濯機で洗えるものもあるしね。

しかも、背広とかも価格破壊が起きて、1万円台で、見た目は全然変わらんような丈夫なものもたくさんあるわけですよ。

皆さんが着てるのが、10万円とか20万円の背広かどうか分かりませんが、そういう現実もぜひ知った上で、子供が着るのが3万円も4万円もっていう感覚があったし、これがそのまま親の負担になると。

1着だけじゃないでしょう。子供が何人か通えばそういうことになるんで、その辺はしっかり考えて欲しかったと最初から申しあげましたよね。考えなさいって。

ということです。以上です。終わりです。

飛松妙子委員

私は、今までのお話を伺った中で、教育委員会の方が、一生懸命保護者の方とか学校のほうとかにアンケートを取りながら取り組んでいただいたことは重々知っておりますし、金額的にもやっぱり一番ネックだということもお聞きしましたので、その辺りで大変御苦勞があったんだと思います。

メーカーによって生地が違って、ある意味選べるっていうのは私はよかったかなと思ってます。

なぜなら私自身も、中学校に入学するときにとっても大きい制服を買ったんですね。

スカートも上着も10センチぐらい折り曲げて中学3年間で着たんですけど、身長が10センチ以上伸びたので、卒業するときにはちょうどよかったですよ。

そのときは、誰からか譲るとかいう感覚がなかったんですけど、今回の制服に関しては、いろんな意味で、いろんな学校の方からの知り合いがいれば、譲受けもできるというところではすごく考えていただいていると思います。

こういう制服が、中学生の皆さんに喜んでいただけたらいいかなと思っております。

ありがとうございました。

またよろしく願いいたします。

以上です。

中川原豊志委員

この前も話したんですけど、一番気になるのは、ブレザーは、1週間に1回か2週間に1回洗うでいいけれども、下のシャツとか夏服については、どうかしたら毎日取り替えないかんということになると、1着じゃいかん、2着、3着になる可能性が出てくる。

そのときに、例えばシャツとか夏服のポロシャツとかは、市が指定のポロシャツじゃないと絶対いかんのか、ワイシャツじゃないといかんのか。

夏服だけでも、4,800円とか4,500円とかしてたような気がするんで、例えば、同じ紺なら紺のそこまで高くない市販のやつで、1,500円、2,000円ぐらいであるのであれば、それでもいいというふうにしていただけると。

夏なんか、毎日汗かいて、洗濯して間に合わんやったらまたって、やっぱり、2着、3着になると結構いい値段になっちゃうので。

中に着るシャツとポロシャツ、夏服の考え方についてちょっと確認をさせていただきたい

などと思います。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

夏服のポロシャツ、中に着るシャツについては、検討委員会の中でも話が上がりました。

2着目、3着目についてどうするのかということについては、今のところ、いろいろ意見が出ていて、意見が分かれているところではございます。

今のお話にもありましたように、価格のことを考えると、経済的な負担をあまりかけないような方向で考えるっていうのは、一つの考え方として持っておく必要があるかなと思います。

新標準服の導入に当たって、校則の見直しについても検討する必要があるということで、4中学校である程度そろえていくところと、各学校の裁量でいくところで、今考えているところではございます。

ですので、校則の運用の中での対応が可能じゃないかと思っておりますので、これは今後検討することになります。

以上です。

成富牧男委員

今言われた夏服、あくまで制服じゃなくて標準服なんで、それを踏まえた形の議論をお願いしたいなというのが一つ。

それともう一つ、子供さんが実際にいらっしゃる、田村議員なんかは分かるでしょうけど、保護者が購入する流れをちょっと教えてください。

これまでと全く変わらんのか、学校に注文するのか直接販売店に行くのか、そこら辺も全く分からないので、現状説明を。

それが、今までと今後で変わったのか。

日吉敬子学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事

購入の流れはこれまでと変わりません。（「それを教えてください」と呼ぶ者あり）今は、チラシを御覧になって、販売店さんのほうに保護者さんが子供さんを連れて行かれて、採寸の後、購入をするということになります。

成富牧男委員

分かりました。

永江ゆき委員

各学校で、ここに付けるリボンみたいなのがあると思うんですけど、取り外しはできるんですよね。

例えばその共通のバッチを、先ほど言われた夏服につければいいとか、そういうふうにか

れたら、よりお金がかからなくて済むかなと思いましたので、その辺もぜひ検討していただければと思います。

藤田昌隆委員長

最後に、あと1つ議案外報告をお願いします。

古賀泰伸学校教育課長

それでは、鳥栖市立中学校いじめ事案について御報告いたします。

資料はございません。

去る9月7日の日に、被害者である方から申入れという形で、10年前に起きた鳥栖市立中学校においてのいじめ事案の全容解明と、当時の学校、教育委員会の対応、それから、この方はその後不登校になられたんですけれども、それが解消できなかったことについて。

また、鳥栖市の今後のいじめ防止対策につきまして、調査、検証の申入れがされております。

本日の定例教育委員会の中で、鳥栖市いじめ問題対策委員会に対して諮問を行うことが了承されましたので、今後諮問を行い、相手が要望している内容等について精査し、諮問して、問題対策委員会が調査を行うこととしておりますので、御報告いたします。

以上です。

藤田昌隆委員長

何かありますか。

〔発言する者なし〕

それでは、質問もないようでございますので、昼食のため暫時休憩といたします。

午後0時2分休憩



午後1時9分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



生涯学習課

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

藤田昌隆委員長

次に、生涯学習課関係の議案の審査を行います。

審査いたします議案は、予算関係議案の議案乙第33号、それから、議案甲第41号となっております。

まず、議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

ただいま議題となりました、議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）のうち、生涯学習課関係の説明をいたします。

委員会資料の7ページをお願いいたします。

各目、節1から節4 共済費までは、人事異動等による人件費の補正でございます。

8ページをお願いいたします。

款10教育費、項4 社会教育費、目1 社会教育総務費、節7 報償費につきましては、エネルギー費等の高騰により影響を受けた、市内の民設民営の放課後児童クラブに対して、支援を行うものでございます。

節12委託料につきましては、麓小学校なかよし会施設建設に伴う、設計業務の委託料でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和3年度子ども・子育て支援交付金の実績額の確定に伴う返還金でございます。

次に、目2 文化財保護費、節14工事請負費につきましては、県のK I Z U K I ・看板改修支援事業費補助金を活用いたしまして、市内文化財説明板等9か所の改修を行うものでございます。

資料をつけておりますので、13ページをお願いいたします。

表に載っております生涯学習課のところで、勝尾城筑紫氏遺跡ほか9か所を改修を行う予定としております。

次に、目3 図書館費につきましては、図書館の光熱水費が不足すると見込まれるため、補正を行うものでございます。

次に、繰越明許費について御説明をいたします。

資料の14ページをお願いいたします。

款10教育費、項4 社会教育費、鳥栖北小学校なかよし会整備事業につきましては、10月に
行いました入札の不調により、年度内工事完了が見込めないため、繰越しを行うものでござ
います。

なお、本事業につきましては、現在、再度入札に向けて調整中でありまして、できるだけ
早い時期の入札及び契約を行い、来年度早期に完成ができるよう事務を進めてまいりたいと
考えております。

以上で、議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第6号)の説明を終わります。

藤田昌隆委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

14ページをお願いします。

入札不調の理由とといいますか、細かい部分を教えてください。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

今回の鳥栖北小学校のなかよし会整備事業につきましては、プレハブでの建設を予定して
おりまして、入札に指名いたしました業者が、1者が棄権、そのほかが辞退という結果でござ
いまして、入札が不調ということになっております。

辞退の主な理由といたしましては、民間事業やその他公共事業の受注に伴い、主任技術者
の不足ということで、業者が今回受けることができないと聞いております。

樋口伸一郎委員

人的関係っていう御説明ですけど、プレハブの資材高騰とかの影響は理由には入ってなか
ったでしょうか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

10月の入札不調時に、業者にヒアリングをした時点では、主な理由は先ほど申し上げたと
おり、人的理由ということで聞いております。

樋口伸一郎委員

そうしたら、その後の御説明の中に、繰越明許した上で新年度できるだけ早急にといい
ことだったんですけど、入札が次の段階でうまくいったと仮定をして、プレハブでそのまま行
くんだったら、そこからのタイムスケジュール的に、新年度どのあたりでの完成が見込める
ような状況になるんでしょうか。

来年以降で、新年早々というか、あと3か月ぐらいになるかと思うんですけど、どのよう

なスケジュールでお考えですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

現在、我々としては、年明け早々にも入札準備にかかりまして、早期に入札を行います。

完成につきましては、できれば1学期の終わりまでには完成をさせて、それか夏休みまでには完成をさせて、夏休みもしくは2学期からは使用できるような状況をつくっていききたいというふうに、今のところ考えているところでございます。

樋口伸一郎委員

最後の質問です。

期間的には、おおむね三、四か月ぐらいを見てやっていくのかなということでは分かったんですけど、このなかよし会にかかわらず何でも、今、職員さん不足でどこでも困ってる状態なので、人的な部分で不足することが理由で不調に至ったってということであれば、入札に関連してくる業者さん自体が、人的不足の部分を補充してくるかとかがない限りは、なかなか簡単にいくものでもないのかなと。

資材高騰とかに関しては、お金の問題になるかと思うんですけど、人的な部分ってなると、この御時世上、業者さんの見込み対応をどのあたりまでお聞き取りされてるかをお伺いしたいです。

それとも、人的部分の改善に至る部分に関しては、先方さんのことなので、全くノータッチの状態での入札に臨むのかっていうところを教えてください。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

鳥栖北小学校の分は、軽量鉄骨プレハブメーカーそのものに指名業者をお願いしており、そういう設計なので、議員が御指摘のとおり、主任技術者がそろわなければ、何度入札をしても結果同じと。

1月以降の発注になると思いますが、その時点では随分工事が終わってるだろうということは既に確認をしておりますので、可能性として見込みを立てているところです。

今年度の6月補正で鳥栖小学校の設計をお願いしてるんですけど、この分も同じ工法なんです。

で、今回12月をお願いしている麓小学校の分、これは同じ軽量鉄骨プレハブでも専門のメーカーではなく、それ以外の業者さんが入れるようなところで、うちの建設課と話をしていますので、同じ轍を踏まないような対応はそういう形で取っているところです。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかに。

成富牧男委員

今のやり取りの結論からいえば、それでいいと思いますが、ちょっと念のため。

来年4月からはよかったと思ってた矢先にそういう話が聞こえてきたんで、正直言って、えって思いました。

それで、そもそもこの設計予算措置をしたのは、何年度の何月の予算だったですかね。

設計は、どれぐらいで出来ていたのか。

それと、いつ入札されたのか入札日を教えてください。

それと、先ほどと関連しますけれども指名業者について。

さっき言われたんで、ほぼ大丈夫かなと思いますけれど、代わりの業者さんというのは、もうおらんわけですか。

例えば、10者あるうちの5者で入札したとかでまだ残ってるなら、そこら辺も含めた工夫ができると思いますが。

以上です。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

まず、設計についてでございますが、昨年度設計を行っておりまして、今回の鳥栖北小学校のなかよし会の建設につきましては、今年度の当初予算に計上をいたしております。

そして、入札は10月20日に行っているところでございます。

その間、期間がございましたけれども、この期間につきましては、昨年度設計したときから物価の高騰というか資材の高騰などもございましたので、もう一度その辺りの単価の見直しなどの設計内容の見直し作業に少し時間を要したこともございまして、入札が10月20日になったところでございます。

指名業者の入替えなどについては、先ほど説明しておりますプレハブ建築工事の設計が、いわゆる専門業者というか、主任技術者がいる業者での工事ということになりますので、現在のところ同じ業者を指名をして、入札を行うことを考えているところでございます。

成富牧男委員

業者の件については、仕方がないかなということですね。

さっきのでよく分からなかったのは、設計予算は、何年度の何月議会で……、当初だったのかどうかそれを知りたいというところ。

そして、設計も教えてください。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

設計については、令和3年度当初予算で設計を行い、令和4年度の当初で建設費を計上いたしております。

成富牧男委員

設計は令和3年度中に出来ていたということですよ。

さっき、いろいろあったからってというのは言われましたけど、令和3年度の当初に設計費が予算措置されている割には……、一般的にどれぐらいかかっていますか。

例えば、鳥栖小学校は設計にどれぐらいの期間をかけたんですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

鳥栖小学校につきましては、鳥栖北小学校の設計がありましたので、その設計を一部流用するような形で行うこととしておりますので、期間については大幅に短縮をしているところでございます。

鳥栖北小学校の設計の工期については、申し訳ありませんが、今、資料を持ち合わせておりませんので詳細にはお答えすることはできませんが、通常4か月から5か月程度設計期間を見ているところでございます。

成富牧男委員

私が言いたいのは、令和4年の当初予算で上げとって、今の話で半年かかったとしても、たっぷり間に合うように令和3年度中には設計が出来上がっていることからすると、苦労はされたんでしょうけど、その期間が長いなという感じがします。

それと、今ちょっと気になったのが、鳥栖北小学校の設計はこんな形でしてるから、これプラスこういうところをあなたのところで考えてというのが、鳥栖小学校なかよし会の設計なんですか。そこのところの意味が分からんやっ。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

鳥栖北小学校は、令和3年度に設計を終えて、令和4年度の当初予算で建設費を認めていただいで発注しているという状況で、発注時期が10月です。

ですから、議員が言われるように半年後に発注しているということです。

これは、我々は建築の資格を持ってませんので、庁内の建築関係は建設課にお願いすることになるんですが、建設課の建築担当職員が、近年、昭和50年代のいろんな施設が改修になっておりまして——ちょっとうろ覚えで申し訳ないですが、年間80本ぐらいの修繕、新設、改修を受けてあって、建設課サイドでも、発注の順番の優先順位とか市民への影響がどうだとか考えてやっていただいているところです。

我々は、令和4年度の10月に発注して、半年で十分に終わって、4月1日に開校ができることと建設課と話を調べて対応した次第なんですけど、入札で落ちなかったというのは想定しておりませんでしたので、不測の事態で大変申し訳ないことになったとは思っています。

あと、鳥栖小学校の分は、6月に補正をさせていただきましたが、令和3年度、もっと言

うと5年以上前から待機児童は随分発生していたんですが、議員の先生方からの御質問とかPTAさんの要望とか、やはり危機的状況というのを今一度認識いたしまして、すぐに建てないかんという調整を教育部内で行いました。

設計に1年かかる、建物に1年かかる、結果2年後じゃないかという御指摘も踏まえて、補正予算でお願いできるのであればお願いしようと。

設計にあたっては、建設課の職員が設計業者さんに委託をするわけですけど、その前に大体3か月から半年かけて、我々と建設課で協議をし、建設課が我々の意向を踏まえて、設計を発注する準備期間があるわけです。

この準備期間が必要なために、通常は十分な時間をもって、設計は1年ということやっておりますけれども、もうすぐに設計にかかりたいということでしたので、鳥栖北小学校なかよし会で、十分に建設課と話ができてましたので、建設課との協議時間を随分と短縮できたという意味合いで御理解いただければと思います。

以上です。

成富牧男委員

少し分かりました。

やっぱりこういうふうになると——教育委員会だけに言うわけにはいかんのですけど、例の陸上競技場の改修は、都市計画課の職員が関わっているという話だったよね。

だからそういう箱物については、技術職の人が関わってしてるんですよ。

何かそこら辺、一定額でやってるのか、その辺りあまり突っ込んで聞こうとは思いませんけど、金額か何かによって建設課のほうに——簡単に言うと、建設課の職員というか技術職の職員が少し足りんのかなという感じがするんですが、そこをお願いする側の立場としてはどうですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

技術職がない課については、基本的に工事請負費などについては、技術職がいる課に業務依頼をすることになっております。

ただ、先ほど議員もおっしゃいましたが、簡易な工事など金額がそんなにかからないものについては、技術職がない課で行う場合もございますが、基本的に工事請負費については、技術職がいる課に業務依頼をし、監督、設計などの業務に当たっていただいているところでございます。

成富牧男委員

大体分かりました。

要は、設計しないとイケないようなやつは、基本、建設課にということですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

土木関係については、建設課とは限りませんが、そういった形で、技術職のいるところに業務依頼をするということが基本になっております。

成富牧男委員

分かりました。

藤田昌隆委員長

ほかに。

中川原豊志委員

同じところなんですけど、なかよし会の新設は、プレハブでないといけないのかなって思うんですよ。

プレハブメーカーに発注することによって地元業者が入れない。

プレハブメーカーの工事が多いときに限って、こういうふうになってしまうのであれば、プレハブじゃなくて木造とかで建築して、地元業者に発注するという考え方はできないものなのか。

今までずっとプレハブで造ってあるのかを確認させてください。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

木造でも十分可能です。軽量鉄骨でも鉄骨造でも躯体構造が何であっても可能です。

あとは建設にかかる期間とお金の問題です。

プレハブに整理した経緯といたしましては、やはり、期間とお金の問題、それで十分長い間持つだろうという耐用年数の問題、この3点でそういう整理をしています。

先ほども申しましたが、地元の指名業者ではあるんですけども、九州一円を活躍の場にされている、いわゆる〇〇リース会社系の指名になりましたから、麓小学校からは、やはり地元を取っていただくような対応が必要だという話をしています。

以上です。

中川原豊志委員

今まで木造でできたのであれば木造でもよかったですし、ほかのいろんな工事においても、何で地元業者を優先して使わないのかという話を今までずっとさせていただいています。

なかよし会の建設も、8,800万円とある程度大きい金額でありますので、なるべく地元業者に発注の機会を与えていただきたい。

そういった意味では、プレハブ業者だけに限らず地元の業者に発注の機会を設けていただきたい。

今回、麓小学校については、そういったところも踏まえて検討するということですが、要

は、設計の段階で担当課がプレハブで造りたいんで、その設計ができるところというふうになってると思うんで、今後は地元業者にも発注できるような形での設計業務に入っていたきたいというところを、検討していただきたいと思います。

さっき豊増補佐からも話があったけれども、その辺の考え方の整理をもう一回お願いします。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

軽量鉄骨プレハブ造に至った経緯は、先ほど成富議員に令和3年度の設計と言いましたけれども、ちょうどコロナ禍で、いわゆる世界的なウッドショック、アメリカが住宅を建てまくって、輸入に頼っていた日本に木材が入らないことで、資材のストップが一番懸念される状況でありました。

それは今もあまり変わってはいないんです。

ですから、4月1日の開校が我々も絶対命題でしたので、あえて軽量鉄骨プレハブっていうのが、どの面においても有利だったということだけの一つ申し上げておきます。

ただ、地元発注に心がけなければならぬというのは我々も十分に承知しておりますので、その辺を加味しながら今後対応していきたいと思います。

以上です。

飛松妙子委員

教育委員会に限らず、入札不調の話がよくあるんですね。

新庁舎のときもそうでしたし、その前の上下水道局もそうでしたし。

私が議員になってからそんなになかったはずなのに、ここにきてすごく入札不調という言葉が出てきて、入札不調をなくすにはどうしたらいいんだろうかというのを、市としても考えていただかないといけないのかなという気もしてます。

これは教育委員会だけの問題ではなくて、庁としても、そういう専門の方に御指導を仰ぐようなことが何かできないのか。

今後まだいろいろ事業も入ってますので、ぜひ庁内で話題にしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、なかよし会の設計業務委託料が出てますが、場所はもう決めてあるんでしょうか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

麓小学校のなかよし会の建設の場所については、まだここっていうところは決定しておりません。

候補としては、プールの奥のほう为空いておりますので、そちらとか。

あと今、なかよし会Aクラスがございしますが、その付近などを候補地として、選定中のご

ございます。

飛松妙子委員

選定中ということだったんですが、今、実際にあるなかよし会の場所と今回新設するところは、もしかしたら離れるかもしれないということになるのでしょうか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

先ほど申し上げた候補地も、離れている箇所もございますので、場合によっては離れる可能性もございます。

飛松妙子委員

分かりました。

場所が離れることで、今後なかよし会の人員とかが増える可能性とかはどうなんでしょうか。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

御指摘のとおり人員増はあると思います。

ただ一方、今年度16クラブ開いてますけどそこさえも……。

定数という考え方が、建物の面積に対して、法律上は1.65平米で割ったらという、保育園と同じ考え方になってます。

そこでいくと、保育というのが維持できないというふうに、最前線の指導員さんたちが言ってるんですね。

それは、目が届きにくいというのが主な理由です。

あとは支援児さんが増加していると。

旭小学校を例に取りますと、A、B、Cクラスが隣接してますので、議員が言われるように、実は細やかなところでフォローができる。しかも、建物が中でつながっていると。

一方で、弥生が丘小学校みたいに独立した建物が横にあるとなかなかそうはいかないと。

ですから、問題が2つあって、1つは鳥栖市のなかよし会は、どれだけの定数でやっていくということを指導員の皆さん、保護者の皆さんが理解して、保育園と同じ考え方で、加配をどうするか、そこに対して募集をしていくということと、施設的な変化があるところに必要な人を充てていく。

ただ、給与水準を随分見直してもらってますけれども、やはり人がそろっていないということと、事業費は、処遇改善の国庫の事業について行ってますので、肥大化しているその財源を今後どう考えていくか、その辺を複合的に考える必要があるという上で、今検討しているところです。

以上です。

飛松妙子委員

分かりました。よろしくお願いします。

以上です。

中川原豊志委員

この不調によって、なかよし会が4月1日に間に合わない状況だと思うんですね。

来年の4月1日時点での、鳥栖北小学校校区のなかよし会を希望される見込みの数値とそ
の人たちをどういうふうを受け入れるのか、その辺のところをしっかりと考えていかないかん
と思うんですが、今考えてるところがあったら教えていただければと思います。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

来年度のなかよし会の入会募集については、今やらせてもらっているところで、具体的な
数字はつかめておりません。

ただ、例年でいくと、850人前後の入会希望が見込まれるんじゃないかということと、今、
指導員さん全員といろいろお話をさせてもらっている中で、昔はこの日は15時や16時で帰る
とかで17時までいない子が割といたんですけど、やはりフルタイムの御家庭が増えているよ
うで、17時、18時までいるようだ。

ということは、鳥栖市全体の児童数は微減の傾向にありながらも、学童の需要が減少する
ことは多分ないだろうという前提に立って、4月1日と。

特に、鳥栖北小学校と鳥栖小学校は、今年度待機児童が最も多かった1位、2位ですので、
先ほど牛嶋が申しましたように、夏に完成しても夏以降しか入れんというのが果たしてど
うなのかということ、今、部内で検討しているところでございます。

以上です。

中川原豊志委員

検討している中で、こことここはどうにかしないといけんとか、例えば、学校の校舎を使
ってるのであれば、それを延長して使うのか、学校の空き教室をもっと探すのか、ほかに受
入れ先を探すのか。

その辺のところも突っ込んで検討していただきたいと思います。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

御指摘ありがとうございます。

当然、4月1日に開校できればと——鳥栖北小学校に限りませんが、鳥栖北小学校はとて
も待機児童のことで困っていらっしゃるんで、言われるように近隣の公共施設であったり、
あるいは学校も特別支援のクラスが増えて、教室自体に余裕がないというのはどこも変わら
ないんですけども、それでも何とか御相談できないか、部内でできること、あるいは近隣

の力を借りて、御相談できることはしながら検討を深めてまいりたいと思っております。

以上です。

成富牧男委員

さっき一緒に言えばよかったんですが、議決された予算は速やかに執行するということが大原則だと思います。

執行率なんかも出してあるじゃないですか。

全ての事業をやるときにはそういう大原則を踏まえながら、予算執行に努めていただきたいと思っております。

田村弘子委員

私も一般質問でさせていただいてたんですけれども、4月から入所できるように全力で整えていただくことを要望したいと思っております。

それと、鳥栖北小学校の設計の際に、運用指針が変わってから新設するという中で、必要なものだったり配置のところだったり、現場の方にも結構詳しく聞きに行かれてたっていう話を聞いたりしたんですけれども、そういうふうな準備は、もう丁寧に丁寧に、設計が出来上がっていたんですよ。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

鳥栖北小学校の指導員はもちろんのこと、経験の長い職員さんに、困っていらっしゃるのところを聞き取りに行ったりして、反映できる分は全て設計に反映しています。

以上です。

田村弘子委員

鳥栖北小学校は、そのようにして設計を準備して下さっていたというお話を伺ってありましたので、とてもいいものが出来ていくと思っております。

ですので、次回の入札は順調に進んで、1日でも早く鳥栖北小学校と鳥栖小学校なかよし会の新設に今後も邁進していただけたらと思っております。

よろしく願いいたします。

樋口伸一郎委員

今、ハード面というか、設計とか今後立てていくスケジュール等をいろいろ聞かせていただいて、入札不調で、入札の段階から少し進んでいくという、その中でもできるだけ速やかにという思いは理解できたんですけど。

建った後に、中でお世話をしてくださる肝腎の指導員さんっていうのは、ハード面の進捗とは別に考えていけるかなと思っております。

箱は用意できたけど、指導員さんが不足するような事態には陥らないように検討いただき

たいなと思っておりますが、どのようにお考えですか。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会というのが正式な名称で、厳密に言うと鳥栖市と別団体なんですね。

会長職を教育部長が兼ねて、事務局長を生涯学習課長が兼ねて、平成21年に紆余曲折して始まったと聞き及んでおります。

なぜこういうことから話すかという、これ以降やっぱりなかなか踏み込んだ話が——会社でいうと、そういうことを考える経営層が全て兼任です。

理事会の構成は、大体毎年変わる各小学校の保護者会会長あるいは民生とか教育の関係団体の方々に、要は専任職員がいない団体です。

事務局は、事務局長を生涯学習課長が兼ねていますから、これまた兼任という状況の中で、指導員さんたちも継続してなかよし会を考えていくという視点には——あえて言うと、経営サイドにもしかすると至らなかった点があったかもしれないと。

そういうところで随分人の出入りも激しくなっているというのが正直なところですよ。

そこを何とかしないといけないという、教育部長の指示があって、先月各8小学校のクラブのリーダー、サブリーダーの方が、事務局長の指示の下、1時間から2時間かけて、問題がありますか、今どういう状況ですか、子供たちはどうですか、施設はどうですか、我々に意見ないですか、というお話を今月……、今日もやりました。

常勤職員さんと意見交換をして、1月に非常勤の方と意見交換をする工程の中で、樋口委員が言われるように、今、施設っていうのはこういう状況です——今年だったら、若葉小学校とかの古くなった建物の改修をしますので、そのときに代替教室でお世話をかけます、新設もします、入札も遅れてますって、みんな話してます。

みんな話した上で、指導員が足りないのも、もう一つの大きな問題ですので、我々も足りないところや見直せる分は見直していきますので、できれば御協力を願いたいと。

その上で、各校に2クラブあれば、常勤さんが大体4人以上はいるんですが、ここを3人とプラス代替とかそういうことが場合によってはできるだろうか……、というのも直接的じゃないですけども、最前線の先生方の御苦労も考慮しながら、今意見交換をしているところです。

ただ、最後は指導員の方々の判断によるものですから、今のところ常勤さんについては、来年も大丈夫だよと言っていただける人がほとんどですし、あとは、ちょっとこういうことがとか、体力的に考慮してほしいとかそういう話をしてるんです。

ですから、12月中に常勤さんまで終われば、今仕込みをやってますんで1月に来年度どの

体制で何人でいくということが、事務局の中で決めることが可能になってきます。

そこでまた指導員さんたちと、こういう考えである中で、できるだけ学童保育を必要とされる方に応えていきたいという御相談ができますか、というものを事務局長を中心にやっていく工程でいます。

以上です。

樋口伸一郎委員

逆手に取ったらって言ったら言い方悪いですけど、入札不調によって長引く分はできるだけ有効活用をできるように、豊増補佐が言われたように協議をしながら、現体制でできるのかとか、場合によっては増員というような検討も御意見があるかもしれないので、ソフト面のほうもぜひ協議をしながら、出来上がったときにはきちんとした環境が整うように、よろしく願いしておきます。

私からは以上です。

飛松妙子委員

13ページのK I Z U K I・看板改修事業について、生涯学習課は勝尾城遺跡ほかということで9つの看板が改修になってるんですが、もともとある看板を改修するっていうことで、本当だったら鳥栖市の予算で看板の改修をしていくんだったんだと思いますが、今回たまたま県から予算を頂いてすることができるということですね。

この看板の状況は、すごく悪いのか、どんな感じなんですか。

島孝寿生涯学習課文化財係長

文化財関係の看板につきましては、市内におおよそ100基置いております。

その中で、やはりどうしても太陽の光とかそういうもので劣化していくもので、どうしても悪くなってきますので、毎年大体2件から3件ほど修繕を行っておりました。

計画的にずっと看板の修復をしておりまして、例えば安永田遺跡とかの大きなところにつきましては、別途予算を組んでやっておりましたけれども、ほかの小さいところにつきましても計画的にやっておりましたが、今回、県の予算が入りましたので、前倒しでやっております。

ほとんどの看板につきましては、先ほど言いましたように、太陽による色のかすれ、ひび割れ、そういう劣化のものが大きな対象となっております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

毎年2、3基ほど改修をされていたということですが、今年は鳥栖市の予算で2、3基改

修をされた上で、プラス9基改修ということでしょうか。

島孝寿生涯学習課文化財係長

今年度の予算はまだ執行しておりません。

この分につきましても、今年度K I Z U K I 事業のほうで上げております。

飛松妙子委員

今の御発言だと、9基以外にも鳥栖市の予算でされる予定があるということでしょうか。

島孝寿生涯学習課文化財係長

そのほかにも看板はたくさんございまして、この事業は来年度も引き続き行うということをお聞きしておりますので、来年度もこちらの予算を活用して、今予定しているものにつきましては、この予算で、ある程度は修復をかけていこうかなと考えているところでございます。

飛松妙子委員

分かりました。

県の予算が来年度もあるということですね。

これは何年ぐらい続きそうですか。

島孝寿生涯学習課文化財係長

こちらが2024年の国民スポーツ大会に基づく事業ですので、私どもが聞いておりますのは今年と来年、2か年の時限事業だと聞き及んでおります。

飛松妙子委員

分かりました。

ありがとうございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかにありますか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

議案甲第41号鳥栖市生涯学習センター条例

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第41号鳥栖市生涯学習センター条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

ただいま議題となりました、議案甲第41号鳥栖市生涯学習センター条例について御説明いたします。

議案書の127ページをお願いいたします。

本条例は、現在鳥栖市元町で運営しております、鳥栖市勤労青少年ホームが老朽化しているため、廃止をし、鳥栖市田代大官町の旧田代まちづくり推進センター分館を改修し、鳥栖市生涯学習センターとして設置、運用をするため、名称、開館日、使用制限、使用料などについて規定をするものでございます。

また附則におきまして、鳥栖市条例を廃止する条例の一部改正をいたしまして、鳥栖市勤労青少年ホーム条例について廃止をするものでございます。

施行日は令和5年4月1日でございます。

なお、生涯学習センターの施設概要といたしましては、市民の生涯学習の振興及び普及を図ることを目的とした施設になりまして、基本的には、現在運用している勤労青少年ホームの機能を引き継ぐこととしております。

また、現在鳥栖市役所西別館に入っております、教育支援センターみらいを生涯学習センター内に移転することとしているところでございます。

以上、議案甲第41号鳥栖市生涯学習センター条例の説明を終わります。

よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

藤田昌隆委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

永江ゆき委員

日曜日がお休みということですけど、日曜日の貸出しとかは、まちづくり推進センターと同じように予約を入れれば使えるようにはならないでしょうか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

先ほど申し上げたとおり、生涯学習センターについては、基本的に勤労青少年ホームの機能を引き継ぐこととしており、現在の運用状況、それから今回入居いたします、教育支援センターみらいの運用状況なども見て、条例上、日曜日は休館としております。

現在のところ、予約を入れれば開館できるということではないということで、日曜日は休館ということになりますので、よろしくお願いいたします。

樋口伸一郎委員

今のお答えですと、第3条の1項の(2)に日曜日等書いてありますけど、2項に「市長が必要と認めるときは」というところがあるので、それに該当すれば、今のお答えはちょっと柔軟性が足りないかなと思ったんですけど、どうでしょうか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

まちづくり推進センターについては、通常の申込みで日曜日も借りることができるような規則になっておりますけれども、生涯学習センターについては、議員御指摘の2項は通常の予約の申込みではなくて、事業を行ったり、そういった臨時的なときに開館を行うための規定でございます。

通常の予約受付というか、そういう申込みによるものではないということでございます。

以上です。

成富牧男委員

この人員配置について、今の勤労青少年ホームはこうだけど、みらいとかも入って、今度からはこういうことがあるので何名とか、そこら辺を教えてください。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

基本的に勤労青少年ホームと同じような人員配置を考えております。

ただ、みらいについては、今、西別館で運営している部分が基本的に移るということですので、生涯学習センターの人員配置とはまた別に配置があるということと考えております。

成富牧男委員

ついでに、今何名かと、どういう勤務形態かを教えてください。

豊増裕規生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

基本的には、生涯学習課の会計年度任用職員さん1名に行っていただきますが、夜遅くまで開いていますので、そこをシルバー人材センターさんに助けていただいて、1名で貸館の対応をしていただいているということでございます。

以上です。

成富牧男委員

分かりましたけど、みらいなんかが入ってきたら、そこで、お互いに融通を利かせ過ぎて、職員に負担が行くようになったら、それぞれの機能が生かされないようになったらいかんかなと思って聞きました。

それとやっぱりここもそうですけど、私、一般質問しましたけど、開館が午前9時から午後9時までになってるでしょう。

会計年度任用職員さんは何時から何時まで勤務するんですか。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

現在の勤労青少年ホームで申し上げますと、午前中にシルバー人材センターに委託をしている方がいらっしゃって、午後1時から夜の9時までが会計年度任用職員で対応しているところでございます。

成富牧男委員

今、聞いて、うまくやっておられるなと思ったんですけど、例えば、今は会計年度任用職員のフルタイムは1人もおりませんよね。

そうすると、例えばうちの一般職の現状からいうと、午前9時から午後5時まで勤務してあるでしょう。

そうすると、午前9時から開けるのに、準備時間も要るし9時から勤務というのはあり得ないですよ。

だから今後はそこら辺を考えてもらって……、皆さんがもう全然不自由はないという話だったらいけど、会計年度任用職員さんのフルタイムもあっていいんじゃないかと思います。

それはもう答弁要りません。

中川原豊志委員

今の勤労青少年ホームについて、令和5年4月1日以降はどういうふうに対応する予定なのか。

また、その跡地利用についても考えているのであれば教えていただきたい。

牛嶋英彦生涯学習課長兼図書館長

現在の勤労青少年ホームにつきましては、令和4年12月いっぱいまで営業を停止して、生涯学習センターへ移る準備をする予定としております。

来年の4月1日で勤労青少年ホーム条例の廃止をしますので、施設としての廃止も行われます。

建物については、来年度解体の予算をお願いする予定でございますので、来年度中に解体をすることとなっております。

解体の時期については、先ほど来ちょっと議論があっている、なかよし会の待機児童が、夏休みなどもまた発生する可能性もございますので、そちらの対応なども考えて、夏以降の解体を考えているところです。

解体後の施設敷地の利用については、社会福祉会館とか元町グラウンド、それから同和集会場など施設が集中しておりまして、そちらの駐車場が不足するときもありますので、そういったところの駐車場として、当面使用することを考えているところでございます。

藤田昌隆委員長

ほかにありますか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午後 2 時 4 分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後 2 時14分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

藤田昌隆委員長

これより、スポーツ文化部関係の議案の審査を行います。

審査いたします議案は、予算関係議案の議案乙第33号、それから議案甲第42、43、44、46号となっております。

まず、議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

文教厚生常任委員会資料スポーツ文化部関係をお願いします。

今回の補正予算では、佐賀県人事委員会勧告に基づく、初任給など若年層の給与月額の上上げ、勤勉手当の上上げによる、給与改正及び人事異動等を伴う補正となっております、職員の給料、職員手当等、共済費、会計年度任用職員の報酬、職員手当等、共済費について、補正

を行っております。

この部分につきましては、各課まとめて説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、2ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費の節1報酬から節4共済費につきましては、文化芸術振興課職員10名及び市民文化会館における会計年度任用職員2名分の補正でございます。

節10需用費につきましては、市民文化会館の電気代の不足に伴う補正でございます。

節14工事請負費につきましては、5ページをお願いいたします。

SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向け、佐賀県のKIZUKI・看板改修支援事業を活用し、老朽化した案内看板等の改修を行うもので、県の補助率は2分の1でございます。

鳥栖市民文化会館入り口1か所の改修工事に伴うものでございます。

次に、目7定住・交流センター費の節1報酬及び節3職員手当等につきましては、サンメッセ鳥栖における会計年度任用職員7名分の補正でございます。

節10需用費につきましては、サンメッセ鳥栖における電気代の不足に伴う補正でございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

続きまして、款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費について御説明させていただきます。

節2給料から節4共済費につきましては、スポーツ文化部長及びスポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課職員合計21名分の人事異動、給与改定に伴うものでございます。

節12委託料につきましては、地域交流推進事業委託料の増額補正をお願いするものでございます。

本市をホームタウンとする、サガン鳥栖、久光スプリングスの2つのプロスポーツチームのさらなる応援機運醸成を図るため、ファン、サポーターを含むチーム間相互による応援の取組や、選手等の情報発信力を生かしたスポーツの魅力発信などを行うことといたしております。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。

目3体育施設費について御説明させていただきます。

節1報酬、節3職員手当につきましては、体育施設における会計年度任用職員21人分の給

与改定に伴うものでございます。

節12委託料につきましては、資料6ページをお願いいたします。

現在、改修を行っております、陸上競技場のさらなる機能向上を図るため、写真判定設備を新設することとし、その設計に要する費用でございます。

写真判定設備といたしましては、資料右側に写真を添付をして、丸囲みをしております。

こちらが建屋になりまして、その建屋を建設し、その中に、資料左側に写真を添付しておりますけれども、設備、カメラを設置することといたしております。

なお、事業期間に関しましては、記載しておりますけれども、設計に期間を要し、令和5年5月末完了を予定しているところでございます。

資料3ページにお戻りください。

節14工事請負費については、看板改修工事費を計上いたしております。

5ページをお願いいたします。

スポーツ振興課におきまして、所管しております体育施設の案内看板、5施設7枚を改修するものでございます。

以上でございます。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

目4国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進費の、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、給与改定に伴います、国スポ・全障スポ推進課の会計年度任用職員1名分の補正でございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

続きまして、繰越明許費について御説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

款10、項5保健体育費の陸上競技場写真判定設備整備事業につきましては、設計に期間を要することから、翌年度へ繰越しをお願いするものでございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。

御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

藤田昌隆委員長

質疑を行います。

樋口伸一郎委員

2項目ありますので、順番にいきます。

2ページをお願いします。

最初の概要説明で、印象的には若年層の賃金が上がったように聞こえたんですけど、軒並み大きく減額補正になってるので——真ん中は増額補正になってますけど。

人事異動に伴うところも節々で入ってたので、もう少し細かく教えてもらえませんか。増額になりそうなイメージで聞き始めたもので。

八尋茂子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

文化芸術振興課は、職員1名の異動に伴い、減額補正になっております。以上です。

小川智裕スポーツ振興課長

スポーツ文化部につきましても、給与改定自体では約80万円の増となっておりますけれども、異動に伴いまして、減額のほうになっているところがございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

異動に伴う減額補正のほうが多かったけんが、表示上は三角がついているということですけど、異動に伴う減額補正の分ということは、どこか異動先に増額補正が入っているということですね。

この解釈でよろしいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

はい。

樋口伸一郎委員

1項目め終わります。

2項目めは、6ページの繰越明許費についてお尋ねしたいんですけど。

私自身は、とても必要であるという認識で、この補正額自体に異論があるわけじゃないです。

当初から、この陸上競技場の大規模改修は公認申請が前提になっていたと思うので、この設備が後々必要になってくるっていうような想定は、あらかじめできていたんじゃないかなっていうのが質問内容です。

このタイミングで出てきても、もちろん必要な物でしょうけど、当初から見込むことはできなかつたのかというところを教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

今回の陸上競技場の大規模改修につきましては、全天候化を行いまして、その後、将来的には、写真判定設備を設置するというところで進めさせていただいております。

大規模改修の中で、ケーブルを埋める配管関係はもうすると。

で、将来的に写真判定設備をするということで、一旦判断をさせていただいております。全天候化と併せて写真判定装置を設置したほうが、陸上競技場の機能向上が図られ、より利便性が向上するということから、今回導入をさせていただいております。

また、令和6年の国スポの前までに工事を完了したいというところから、今回補正をお願いさせていただいているところでございます。

以上でございます。（「分かっつたろうもん」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

すごく分かりますが、なおさら、最初から補正前提だったのかなって聞こえました。

むしろ予算立てをしておいて、減額補正もできたのかなって思ったんですけど、その辺りどうですか。

小川智裕スポーツ振興課長

最初に申し上げましたとおり、当初は全天候化のみをして、写真判定装置は将来的にさせていただくということで検討をさせていただいております。

今回の陸上競技場の改修は、4種ライトの公認取得を考えておりますが、要件に写真判定装置がもともと入っていなかったというところから、将来的に写真判定装置を整備しようと、一旦判断をさせていただいていたところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

4種の公認取得については、これがなくてもできたということで分かりました。

4種の中でもより質の高いものを求めるために、これはあったほうが良いと自分も思うので、増額補正に関しては全然否定するものじゃないんですけど、4種の機能性としてこれもあったほうが良いということが、令和6年度に間に合うケースで出てきた場合、またさらなる増額補正もあり得るということですか。

小川智裕スポーツ振興課長

陸上競技場の機能といたしましては、4種ライトの改修内容で十分なものとなっております。

今回の写真判定装置につきましては、それと別途の基準がありまして、そこを満たすためのものがございます。

現在の規定でいくと、それ以上のものは想定はされていないところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

暫時休憩します。

午後 2 時 26 分休憩



午後 2 時 28 分開会

藤田昌隆委員長

再開します。

樋口伸一郎委員

御答弁ありがとうございました。

終わります。

成富牧男委員

私もそういうふうにして、さっきの写真判定の分の財源内訳見たわけよ。そうしたら一般会計からなんよね。やけん、えって思ったわけ。

要は、計画的にやってほしいっていう観点から言うんだけど、皆さん忙しいけんね。

来年、再来年大変とは分かるけど、それってさっきの説明では、4種の基準を満たすためには、分かっとったけれども忘れていたって言ってもらったほうが分かりやすいわけ。

そうじゃなくて、後から追加できたなら、いつごろ追加できたっていうのを言ってほしいわけ。

小川智裕スポーツ振興課長

今、陸上競技場の改修を行っておりますが、それは4種ライトの公認取得と。

それについての認定要件として、写真判定装置は入っていないところでございます。

もともとこれが漏れていたとかではなくて、4種ライトとしての公認は十分に取れるところでございますが、今回、全天候化を図るということで、利用が増えることを想定しております。

ただ、大会になりますと、記録が公認記録としては認められないというところがありますので、今回、陸上競技場の利便性をより上げるためには、この写真判定装置を別途導入することによって、走られて記録が出た分が、きちんと公認の記録として残るような形にするために、今回補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

だから、そう言われると、最初に樋口議員が言われたように、今回の改修工事においては、今言われた写真判定ってというのは、工事をやる時点で分かっただけやろう。

だからそこら辺をもっと計画的にやってほしいなっていうことです。

それとあと1ついいですか。

さっきの、款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、12委託料の地域交流推進事業委託料、補正が300万円増えてるんですよ。

300万円っていう金額の根拠というか、何で増えたのかを教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらにつきましては、サガン鳥栖と久光スプリングスの2つのプロスポーツチームがありまして、そのファンのサポーターの相互の応援企画を行っております。

サガン鳥栖のサポーターをサガン鳥栖さんが集めていただいて、スプリングスのホームゲームに応援に行くと。

で、今度は逆にスプリングスのファンの方をスプリングスに集めていただいて、サガン鳥栖のホームゲームに応援に行くと。

これで、スポーツの垣根を越えて、鳥栖市を本拠地とする2つのチームを市全体で盛り上げていこうという企画をさせていただいております。

このアイデアにつきましては、サガン鳥栖の高橋さんと久光スプリングスの岩坂さんとうちの市長が新聞対談を行いまして、その中で高橋さんからこういうことができたらいんじゃないかということで頂いております。

それを具現化して、応援機運を盛り上げていくということで考えております。

その内訳につきましては、チーム相互間の応援による取組が220万円、スポーツの魅力発信につきましても、80万円ということで計上させていただいております。

以上でございます。

成富牧男委員

さっきの陸上競技場の写真判定設備と似たように思うんだけど、市長を含めて三者で、こういうことをやったらいいねって、あなたのところに振られたのはいつですか。

小川智裕スポーツ振興課長

10月に対談を行っております。

成富牧男委員

私、ちょっとやっぱり予算の上げ方としていかなものかと思うよ。

いくら市長が言ったとしても、あと3か月したら当初予算でできるわけやろう。

言われたけんつけようとか、写真判定装置もあった方がいいけん、ならこれもつけよう

か、そういう予算の上げ方っていうのはいかんと思うよ。

やっぱり最初から……、もう当初予算まであと少ししかないやん。できるやん。

考える暇がないけんやろうけど、これもやったらいいぞっていう声がどんどん来るもんやけん、それを自分のところでそしゃくする暇がなくて、こういう形になってるのかもしれないけど、こういう予算の上げ方は、私は今からは改めないといけないと思います。

樋口伸一郎委員

今、質問とお答えを聞いてたら、これは主要事項クラスじゃないですか。

素晴らしい目的があって、三者間の協議もできてる。

今、一行だけ議案書に書かれてますけど、主要事項が出せるかなって。

内訳も220万円っておっしゃってたし、目的もはっきりしてましたし、プロスポーツ間の交流というのも主要事項で表した方が納得もいくかなと思ったんですけど。

どうですか。口頭でくるよりも主要事項が欲しいなと思ったんですけど。

小川智裕スポーツ振興課長

その点につきましては、こちらの配慮が足りませんでした。

樋口伸一郎委員

せっかく議案として補正額が出てるので、なおさら残ってた方が。

議事録のこのやり取りしか残らないので、議事録を引っ張り出して、たくさんある行数の中から見つけるしかなくなるので、今すぐじゃなくて全然いいんですけど、主要事項説明書的なものを手元に残したいなというのがあって。

どうですか。

小川智裕スポーツ振興課長

資料を追加で提出させていただきたいと思います。

藤田昌隆委員長

じゃあ、お願いします。

飛松妙子委員

今の件なんですけど、10月に対談をされて、今回の予算が計上されたということで、過去にもそういう対談をされてすぐ予算化されたものってあったんですか。

初めてそういうのをお聞きして、いつも市長が懇談とかするんだけど、実現に向けてはなかなか厳しいという話を伺ってたので……。

今回あまりにも早いスピードでされたので、そういうお話がきちんとスポーツ振興課に下りてたのかなと。

今回、資料も提出されなかった中でどうなんでしょうか。

きちんとした中身はいつ頃下りてきましたか。

小川智裕スポーツ振興課長

対談の中でお話がありまして、それを基に、スポーツ振興課の方で具現化をさせていただいたところでございます。

スプリングスのホームゲームが佐賀であるのが、2月4日、5日となっておりますので、このタイミングを逃すと来年の10月以降になりますので、このタイミングで出させていただきます。

飛松妙子委員

本当にそうやって実現できるのであれば、今までいろんな懇談の中で言われたことがもっと実現できたのではないかなとすごく思いました。

今後またスポーツ関係でそういうことがあるのであれば、しっかりと私たちに御説明いただいた上で議決をしていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

それと、写真判定装置の件ですが、これはゴールの位置に設置されるということによかったのかと、あと、設計業務委託料となっておりますが、何か設計される——私この機械の部分の金額かなと思ったんですが、その辺の説明をよろしいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらの建屋につきましては、ゴールラインの延長線上に建てることとしております。

そちらの方からカメラで撮影して、順位の判定をつけるということになっております。

もう一つ、建屋についての設計の委託料となっておりますが、こちらが最終的にはこういうふうな判定設備を中に設置することから、こういうイメージで写真の添付をさせていただいております。

以上でございます。

飛松妙子委員

申し訳ないんですけど、この写真のここだけで520万円もかかるのかなと思ってしまって、もしかしたらこのカメラの金額も入ってるのかと思ったんですが、やっぱり設計業務だけで520万円もかかるってということなんですね。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらにつきましては、設計業務のみでございます。

今回、高額になっていることといたしましては、この建屋の足場が観客席の方に配置することとなります。

そうした場合、屋根との関係とか、高さの関係もありまして、中の部屋が建屋の足場よりも前の方に出て、それを支えるような形で——ちょっと特殊な形状になることから、このよ

うに520万円を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました。

そうしたら、設計業務が終わった後にカメラの費用とかが入ってくるんだと思うんですが、それはいつ上げられる予定でしょうか。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらの方が、設計業務を5月まで予定しておりますので、早くても6月補正とかに計上できればと。

ただ、もうちょっと先になる可能性もありますので、それ以降で考えているところがございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

工事は令和5年度と書かれてありますので、来年度の予算によっては、本当に5年度中にできるのかどうか心配なところもありますし、教育委員会にも言いましたけど、工事に対しての入札不調が続いているものですから、本当にできるのだろうか心配があって、そこも含めてきちんと間に合うよう、お願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

中川原豊志委員

関連で、確認だけお願いします。

今回のカメラの設計業務が一般財源から出るようになってますが、本体工事が始まって、建屋の設置とカメラの設置に結構するのかなと思いますが、本体工事の財源については、陸上競技場と一緒に、国から補助が出るということによろしいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

建築に係る部分につきましては、国からの補助の対象となっているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

カメラは？

小川智裕スポーツ振興課長

すみません。

備品関係も対象になるということで把握をしております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、この案件は終わります。



報告（国スポ・全障スポ推進課）

国スポ会場の変更について

藤田昌隆委員長

ここで、議案外ではございますが、執行部からの報告をお受けいたします。

古賀友子スポーツ文化部長兼国スポ・全障スポ推進課長

国スポ・全障スポ推進課でございます。

議案外ではございますが、報告をさせていただきます。

SAGA2024国スポで開催いたします、バレーボール少年女子の競技会場を、鳥栖市民体育館からサロンパスアリーナに変更することになりました。

競技会場が鳥栖市民体育館に内定した当時は、国スポは2023年、令和5年開催でございましたし、サロンパスアリーナの開業年も未定でございましたが、その後、国スポが1年延期され、またサロンパスアリーナが2023年春の開業となりましたことから、国スポの会場として活用できないか、施設管理者、佐賀県バレーボール協会、佐賀県そして鳥栖市で検討を進めてまいりまして、先日9日に行われました、日本スポーツ協会国民体育大会委員会で御審議いただき、会場変更が承認されたものでございます。

会場変更によりまして、バレーボール少年女子と同一日程で、鳥栖市民球場で高校野球軟式を開催いたしますので、その時懸念しておりました、駐車場混雑や交通渋滞が解消されることとなります。

また、鳥栖市民体育館では、1階競技エリアにしか設置できなかった福祉席を、観客席に設置できるようになります。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたが、何か御意見のある方は。

〔発言する者なし〕

一番の問題の駐車場問題とか、新しいところで新しい大会が始まるということで非常によかったと思います。

そうしたら、スポーツ振興課以外は退席されますので、執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後 2 時44分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後 2 時52分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooooo

議案甲第42号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

議案甲第43号鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例

議案甲第44号鳥栖市プロスポーツチーム練習拠点の開放奨励に関する条例

議案甲第46号事業用定期借地権設定契約の変更について

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第42号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例、議案甲第43号鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例、議案甲第44号鳥栖市プロスポーツチーム練習拠点の開放奨励に関する条例、議案甲第46号事業用定期借地権設定契約の変更についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小川智裕スポーツ振興課長

議案甲第42号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

委員会資料7ページをお願いいたします。

改正の内容につきまして、御説明させていただきます。

市民体育館をはじめとする、全ての体育施設におきまして、料金区分の一部を改正するものです。

現在の「小・中学生」と「一般（高校生以上）」のうち、高校生を「小・中学生」の区分に変更し、「小・中・高生」と「一般」に改正するものでございます。

また、現在改修を行っております、陸上競技場の個人使用におきまして、現在の1回当たり1時間を、2時間に改正を行い、回数券を設けるものでございます。

さらに、現在市民体育館諸室の改修を行っておりますけれども、その改修工事の中で、トレーニングルームへの空調設備を設置することといたしております。

空調設備導入に伴いまして、トレーニング設備使用料を改正するものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日としております。

続きまして、議案甲第43号鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

委員会資料の8ページをお願いいたします。

本条例改正は、北部グラウンドの料金区分につきまして、体育施設同様に、現在の「小・中学生」と「一般（高校生以上）」を、高校生を「小・中学生」の区分に変更しまして、「小・中・高生」と「一般」に改正するものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日としております。

続きまして、議案甲第44号鳥栖市プロスポーツチーム練習拠点の開放奨励に関する条例について、御説明いたします。

委員会資料9ページをお願いいたします。

本条例案の対象となる施設につきましては、現状では、現在建設中の久光スプリングスの練習拠点、サロンパスアリーナとなります。

それでは、現在建設中のサロンパスアリーナについて、経過を含めて御説明をさせていただきます。

まず、久光スプリングスとは、活動を通じて、スポーツ振興はもとより地域の一体感や活力を醸成し地域の活性化に資することを目的とする連携協定を、令和2年8月に、本市、SAGA久光スプリングス株式会社、久光製薬株式会社の3者で締結しております。

そのような中、令和2年12月に、SAGA久光スプリングス株式会社より、練習拠点建設用地として、スタジアム第4駐車場の貸与に関する要望書の提出がなされました。

この施設は、久光スプリングスの練習のためのメインアリーナに加えまして、市民をはじめ一般の方へ開放することを前提といたしました、サブアリーナを有する施設でございます。

市といたしましては、了承するとともに、サロンパスアリーナが市民開放されることから、

公共性が高い部分については、無償での貸与を検討することといたしました。

最終的には、令和3年11月に、事業用定期借地権契約を久光製薬株式会社と締結し、貸付料は、チームが占有する部分は有料、公共性が高い部分は無償としております。

このサロンパスアリーナにつきましては、久光製薬株式会社が、建設、所有し、建物に関する固定資産税を負担され、それをSAGA久光スプリングス株式会社が借り受けて運営される、民設民営のアリーナとなります。

施設使用料につきましても、SAGA久光スプリングス株式会社が設定し、徴収されることとなります。

使用料につきましては、民設民営の施設の場合、通常、維持管理経費等から算出されるものですので、市民体育館のように安価な設定とはならないことが考えられます。

市といたしましては、市民体育館の使用率が7割を超え、新たな利用ニーズへの対応が難しくなりつつある現状を踏まえると、サロンパスアリーナは本市のスポーツ行政に大きく貢献するものと考え、市民が利用しやすい安価な使用料で利用できるように、市民開放に係る維持管理費等に対し、一定の助成が必要と検討してまいりました。

サロンパスアリーナが民設民営であり、運営側が連携協定を基に主体的に市民開放を行うこと等を踏まえまして、民間活力を最大限発揮できる方法を検討し、プロスポーツチーム練習拠点開放奨励制度を創設し、奨励金を交付し、本市のスポーツ振興を促進することといたしております。

また、プロスポーツ選手は、スポーツをする方、特に子供にとっては夢の存在で、目標となるものと考えております。

そのため、奨励制度の中で、市民が利用しやすい安価な使用料にすることに加えまして、サロンパスアリーナを活用した、市民とプロスポーツチームとの交流事業にも取り組んでもらうこととしております。

以上のことから、鳥栖市プロスポーツチーム練習拠点の開放奨励に関する条例の制定の理由、第1条（目的）この条例は、プロスポーツチームの練習拠点を広く市民に開放し、当該練習拠点を活用した市民とプロスポーツチームとの交流を深めるために必要な奨励措置を講ずることにより、市民がスポーツに親しめる環境の充実を図り、もって本市のスポーツ振興を促進することを目的とする。としております。

以降の条文につきましては、議案書136ページで御説明をさせていただきます。

第2条は、本条例における定義を規定しております。

続きまして、第3条は、奨励措置を規定してございまして、内容といたしましては、第1項で、奨励金の交付により、奨励措置を行うことができる旨規定をしております。

また、第2項で、奨励措置を受けるプロスポーツチームの要件、本市と連携協定を締結していることなどを規定しております。

第4条は、奨励金の交付を規定しておりまして、奨励金は、本市を本拠地とし、その練習拠点を開放し、及び当該練習拠点を活用した市民との交流を図るための事業を実施するプロスポーツチームに対し、当該練習拠点が規則に定める基準に該当する場合、予算の範囲内において規則に定める額を交付できるものとする。と規定をしております。

規則に定める基準につきましては、市民開放を主とする施設を設けていること。

市民が安価に利用できる料金体系であることなどを定めることとしております。

また、奨励金の額につきましては、本市の市民体育館の維持管理経費等を参考に検討し、上限額を定めることとしております。

第5条（奨励措置の申請）、第6条（奨励措置の取消し等）、第7条（奨励措置の承継）、第8条（委任）につきましても、それぞれ規定をしております。

なお、施行日は令和5年4月1日としております。

続きまして、議案甲第46号事業用定期借地権設定契約の変更について、御説明をさせていただきます。

議案書（その2）の3ページになります。

こちらで御説明をさせていただきます。

令和3年11月24日付で締結いたしました、事業用定期借地権設定契約の一部、具体的には、鳥栖駅東6号線ほか1路線道路改良工事に伴い、土地の貸付面積が減となるため、変更するものでございます。

まず、令和3年11月に締結いたしました現契約の内容について、御説明させていただきます。

土地につきましては、鳥栖市藤木町2462番ほか4筆、合計1万443.39平米につきまして、鳥栖市と久光製薬株式会社で事業用定期借地権設定契約を締結しております。

契約期間については、30年でございます。

貸付料は、チームが専有する部分は有償、公共性が高い部分は、無償としております。

今回の変更につきましては、鳥栖市藤木町2462番の、2,771.74平米が2,365.79平米に変更になります。

議案の参考資料（その2）の3ページをお願いいたします。

令和4年12月6日に締結いたしました、仮契約書になります。

なお、仮契約につきましては、市議会の議決をいただき本契約となるものでございます。

4ページをお願いいたします。

参考資料としまして、位置図を添付しております。

太線で囲んでおります部分が当初の事業用定期借地権設定の土地で、合計 1 万 443.39 平米。
網かけ部分が、道路改良に伴い変更となる区域でございます。

変更後の貸付面積は、1 万 37.44 平米となります。

以上、御説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

説明が終わりました。

質疑を行います。

樋口伸一郎委員

スポーツ文化部委員会資料の 7 ページをお願いします。

鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例案の概要です。

これについて、2 点ぐらい質問したいのが、回数券っていうのが設けられてますね。

この回数券は、陸上競技場だけであるのは何でかというのが 1 点。

ほかの施設にも共通で使えるような回数券の検討はなかったのかっていうのを、2 点合わせて 1 つ目の質問とさせていただきます。

小川智裕スポーツ振興課長

回数券につきましては、個人利用が想定される分については、他の一部の体育施設でもございます。

例といたしましては、弓道場のほうに回数券の設定がございます。

今回の陸上競技場につきましては、もともと個人利用がございまして、全天候化を図ることから、利用頻度が上がると想定しております。

より利用しやすくするために、こちらのほうにも回数券の導入をしたところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

おっしゃってることはよく分かります。

より利用を促進するためっていうことであれば、逆の考え方でいけば、回数券があるから利用促進につながるっていう考え方もできるのかなと思うんですよね。

個人利用という言葉が出てきましたが、陸上競技場もちろん、弓道場、テニスとかもしようと思えば個人で利用できるのかなと。

スポーツ自体が、団体じゃないとできないものっていう考え方と、個人でもできるというのがあれば、今回は陸上競技場だけの回数券ということで、そこを否定するものじゃないんです。

けれど、後々はスポーツ促進のために鳥栖市の公共体育施設利用券みたいな検討の仕方もある——それではできなければできなくていいと思うんですよ。

今回は、陸上競技場の改修もされて、その利用を促進するためということで、おっしゃっていることには理解をいたしますが、その回数券の中身について質問ですけど。

議案書の134ページには詳細金額が書いてありますよね。

小・中・高生で、1回の使用料を11回掛けると550円になるんですけど、回数券だと520円になりますよね。回数券を使って30円得になりますと。

1回の利用当たり3円弱とかになって、割引率が効果的なのかなという金額なんですよ。

あと、一般利用も、11回で1,100円が1,050円になって、1回当たりにすると5円と中途半端なので、回数券の割引率をもっと実感できるような形にするのであれば、例えば、11回使えば10円。

ラーメン屋さんも11杯食べたら1杯無料とかあるので、11回借りれば1回無料にしますと。

ただ、あまりにもその割引率が激しいと……

施設が満たされてる状況じゃないじゃないですか。

全体で言えば30円、たった30円。1回でも3円という感じなので、たくさん使った人には、100円とか10円とか切りのいい、説明もしやすい、これだったら回数券を買おうかなって利用者の方が思えるような、検討はできんのかなと思って。

条例改正に関しては全然異論がないんですけど、中身についてはどうですか。

何で30円とか50円っていう曖昧な数字にしたのかっていう……。

小川智裕スポーツ振興課長

先ほど、市民球場のほうも回数券があるということで御説明をさせていただきました、小中——今回の改正で高校生まで含めますけれども、個人利用が1回100円で、回数券が1,050円。この例を参考に料金設定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

今すぐに御回答いただかなくてもいいんですけど、今後検討の余地があるのかなって考えるんですね。

横道にそれですけど、ミニバスとかの関係の高齢者福祉乗車券あるじゃないですか。

あれって、購入して余った分への返金制度とかなくて、むしろ回数券が売れた分どうなってるか分からないというような状況でもあるんですよ。

例えば11回で100円割引にしたとしても、余った回数券をまた買い取るわけじゃなければ、回数券を売れば売るほど利用促進度は上がるし、財源の損もなくなってくると思うんですよ。

なので、その辺りも含めて、100円も割引すると、ちょっと財源負担が厳しくなるっていう考え方じゃなくて、回数券を売ったら使い方は自由なので、分かりやすい金額でおまけをする、回数券がより売れやすくなるような検討を、ぜひ今後、中長期に見たときにしていきたいと思います。

終わります。

藤田昌隆委員長

ほかに。

成富牧男委員

私が見つけきらんのか、これの新旧対照表はないと？議案書にある？

ここに限らず、新旧対照表がしばらくは載ってきよったもんね。

今じゃなくていいけん、今日じゃなくて明日でもいいけん。

藤田昌隆委員長

委員会で必要ですか。

成富牧男委員

私は欲しいけど、委員会としてはどうですか。

藤田昌隆委員長

要らんやったら要らんでいいですから。

皆さん方の意見で、もういいと言うんやったらもうこれで……。

小川智裕スポーツ振興課長

今回が、別表中の中身の改正になっておりますので、こういうふうな形になっております。

主に、「小・中学生」という文言を、「小・中・高生」「一般」とか、そういう表記にさせていただいておりますので、こういう形を取らせていただいております。

金額につきましては、トレーニングルームの部分が改定になっております。

これも、別表の中にあることから……、議案書の133ページが、トレーニングルームの設備の使用料でございます。

今は、小・中学生が1回につき100円。これを1回につき120円にするという……

藤田昌隆委員長

いや、だから、金額に改定があったやつだけでいいけん。

上がったのか下がったのかそれだけ新旧で出せば——ほかのところはほとんど変わってなかったら一、二行で済むじゃん。

簡単に出せる？

小川智裕スポーツ振興課長

料金に関する部分が変更になっている分につきまして、新旧対照表の御用意をさせていただきます。

藤田昌隆委員長

それでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員会として要望します。

成富牧男委員

簡単なことです。

悪いことじゃないけど、「小・中」から「小・中・高」とした理由は？

小川智裕スポーツ振興課長

こちらにつきましては、出来た当初から、高校生は一般のほうに含むような規定となっておりましたが、近隣の他自治体を参考に調査をさせていただいたところ、全てのところで、高校生は一般とは区別されて、安く設定されているような料金体系となっておりました。

今までも御要望等は頂いていたことから、今回全般的な見直しをここでさせていただいているところです。

他自治体を参考に「小・中・高生」「一般」という区分を適用させていただきたいと、改正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

先ほどの回数券の件なんですけど、この回数券は新たに作られるのか、それとも今まで作ってあったものと同じもので利用されるのか、教えていただけますか。

小川智裕スポーツ振興課長

陸上競技場の回数券につきましては、今回、新設をさせていただきます。

こちらが令和5年4月1日施行でさせていただきますので、それ以後で。

ただ、改修工事中ですので、実際に使われる方はもう少し先になるかと思っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました。

私も、できたら1枚余分についているという割引のほうが分かりやすいですし、お得かなと感じますので、ぜひそこは両方とも御検討いただければと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

それでは、質疑を終わります。（「終わらんよ」と呼ぶ者あり）

終わらん？

成富牧男委員

第44号鳥栖市プロスポーツチーム練習拠点の開放奨励に関する条例。

これ、ぱっと見て聞いたときに、私たちがずっと説明受けとったのとちょっと違うって。簡単に言うと、私の受け止めは、スタジアムの大事な場所を一部無償で貸与するということ……、みたいにあって、その時点で鳥栖市の費用でじゃなくてとっていたと。

そこら辺が、説明を聞いてちょっと違うんじゃないと思ったのが一つ。

それから、金額はまだ出さんと？さっき条例が通ったらって言ったけど、やっぱり私たちが判断する上で、一応規則ではこれくらいを考えてます——一般的に条例に基づいて規則をつくるというのは分かるよ。

具体的に言うと、お金の問題だから。

そのお金のことがここに全然説明がなくて、手を挙げたり挙げなかったりというわけにはいかんたいね。と、ということが質問です。

小川智裕スポーツ振興課長

まず、土地の無償について御説明をさせていただきます。

土地の無償については、要望書が提出されて、一般開放をされると公共性が高いということで、その段階で無償について検討しておりますということで、御説明をさせていただいておりました。

で、その後、体育館の維持管理費っていうのは、別途かかってきます。

光熱水費から、そこを管理する費用っていうのは発生してきますので、そうした場合、あくまでも民設民営の施設になりますので、利用される方から徴収をするというふうになりますと、市民体育館に比べると、どうしても高額な設定になることが想定されております。

スポーツ振興課としては、せっかくある施設ですので、より安価に市民の方に利用していただきたいというところで、検討をさせていただいておりました。

そこにつきましては、令和3年の3月の一般質問で、利用料がどうなるかまだ未定ですと。

ただ、安価になるように助成なりが必要じゃないかということで考えておりますと、御説明をさせていただいているところでございます。

先ほど申し上げましたように、民設民営で高く設定されることが考えられますので、市民体育館と同程度ぐらい安価で利用できるような形を取りたいということと、プロスポーツチームをより身近に感じていただくように交流事業もしていただく、その2つのことを行っていただくということで、奨励金制度の新設をさせていただいております。

先ほど、第4条の奨励金の交付で、予算の範囲内において規則に定める額を交付できるものとするということで、金額についてお尋ねいただいた件につきましては、上限額を定めると。

その上限額を3,000万円以内とするとか、そういう形で検討をしているところでございます。以上でございます。

成富牧男委員

もうちょっと3,000万円の内訳を言ってもらわんと。

結局、最終的には市民の方に還元できるようにしたいということやろう。

非常に分かりやすく言えば、プロの方等に教えてもらってどうのこうのというよりも、市民開放の部分借りる利用料を安くする、それはもう第一義的よね。

3,000万円って、その辺具体的に考えていることを言ってもらいたい。

それとも、まだ久光さんのほうが出してないから、そこら辺出せんという意味？

料金がまだ公になってないから出しようがないということかな。

小川智裕スポーツ振興課長

サロンパスアリーナの利用については、まだ久光スプリングスのほうで検討されているところでございます。

先ほどの4条の規則に定める基準に該当する場合ということで、私のほうが、市民が安価で利用できる料金体系であることと、その条件を入れさせていただいております。

そのところを具体的に言いますと、同種の体育施設ですので、この場合でいくと市民体育館になります。

市民体育館と同程度の水準で料金を設定していただくところを条件とさせていただいております。

新しい施設ですので、市民体育館と同じ料金よりはちょっと高くはなるかと思っておりますけれども、市といたしましては、その幅を1.5倍程度までに抑えていただきたいということで、協議をさせていただいているところでございます。

具体的な金額については、まだ確定をしていないところでございます。

併せて料金体系につきましては、市外は市内の方の2倍、これは市民体育館、体育施設共通でございますけれども、そういう料金設定になってますので、より市民の方が利用しやすいと、そういうのが分かるような形でと協議をしているところでございます。

成富牧男委員

本体自身がまだそこを決めてないから、料金を具体的にできないというのは、今の理由で分かりました。

今度は3,000万円の根拠をお願いします。

小川智裕スポーツ振興課長

最初に、奨励金の額につきましては、本市の市民体育館の維持管理経費等を参考に検討をということで御説明をさせていただいておりました。

本市の市民体育館の維持管理経費について、御説明をさせていただきます。

維持管理経費が2,800万円程度かかっております。

そこを参考にさせていただいて、3,000万円を上限と設定をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

誤解を恐れずに言えば、維持管理費を鳥栖市が負担するということ？

小川智裕スポーツ振興課長

施設の維持管理経費を負担することにより、より市民が利用しやすい料金体系になると。

それによって、利用促進を図りスポーツの振興を促進するということで考えているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

要は、維持管理経費を鳥栖市が負担すれば、利用料金の計算の基礎になる部分が安くなるということを書いてあるんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

おっしゃってあるとおり、そういう側面を考慮して、規模は違いますけれども、維持管理経費で市民体育館を参考に、3,000万円というところを検討させていただいているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

最初のイメージと違って……、今、よく分かったんですが、こういう発想っていうのは全国どこか例があるんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

こういうふうな民設民営の事例というのは、全国的にも確認が取れてないところでございます。

あと、またちょっと事例は違いますけれども、フラット八戸というアイススケートリンクとかがあるところがございます。

そこにつきましては、民設のところが使わない時間帯を市が買い上げて、公の施設として使うと。

ただその場合、年間の経費が1億円かかっており、ちょっと高額になっています。

あと、問題点としては、この時間帯を利用するときは、市のスポーツ振興課に申請をする、その時間帯じゃない時間帯を利用するときは、その会社に申請するとか、そういったところの問題点もあるかと思っていますところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

さっき、3者協議で予算をつけたというのがあったよね。

そういうよそに例がないことを、あなたのところが発想したわけじゃなかろう。

スポーツ振興課で発想した？

小川智裕スポーツ振興課長

こちらにつきましては、スポーツ振興課で協議をしております。

成富牧男委員

分かりました。

藤田昌隆委員長

暫時休憩します。

午後3時28分休憩



午後3時31分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

飛松妙子委員

確認させてください。

上限額を3,000万円とするというのは、年間3,000万円ということでもいいのか。

もう一つは、市民が安価で利用できることということですので、利用料金は鳥栖市が徴収するということなのか教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

3,000万円は年額でございます。

使用料の徴収につきましては、民設民営になりますので、運営される久光スプリングスが徴収することとなります。

以上でございます。

飛松妙子委員

ということは、鳥栖市の負担が3,000万円上限としてあるということで、上限額3,000万円は年ごとに変動するのかわかりますか。

小川智裕スポーツ振興課長

社会変動が大きくなって、物価が高騰するとかいう場合は、検討が必要かと思っておりますけれども、今のところはこの金額で進めさせていただくように考えております。

以上でございます。

飛松妙子委員

分かりました。

予算化される時は、3,000万円の細かい内容を出していただきたいと思います。

それと同時に、市民の方にスポーツに親しんでいただきたいという思いもあると思いますので、これだけの3,000万円の維持管理を鳥栖市も負うわけですから、市として、市民の方がスポーツに親しめる条例をつくられたほうがいいんじゃないかなど。

スポーツをもっともっと頑張りましょうと、そのくらい何か考えていくべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

今後考えていただけますでしょうか。

小川智裕スポーツ振興課長

本日の議案審議の冒頭で、西依議員からもスポーツ推進条例とかの御意見を頂いているところでございます。

すみませんが、現状でどうするという事は申し上げることはできませんが、今後検討すべき課題の一つという認識は、前に一般質問いただいたときにもお答えをさせていただいております。

今後、先進地事例や調査・研究とかさせていただきながらになってくるかと思えます。

以上でございます。

飛松妙子委員

スポーツ都市宣言をしてから、それから何もなくていて、でも市民の方は、スポーツ都市宣言をしてるよねっていうことは分かっていらっしゃるんですよね。

であるならば、もっともっと推進できるような条例を鳥栖市もつくって、こういうふう

体育館も新しく出来るっていうところで推進ができたらなと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

よろしくをお願いします。

藤田昌隆委員長

以上で質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩といたします。

午後 3 時35分休憩



午後 3 時44分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



地域福祉課、高齢障害福祉課

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

藤田昌隆委員長

これより、地域福祉課、高齢障害福祉課関係議案の審査を行います。

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

健康福祉みらい部関係分のうち、地域福祉課及び高齢障害福祉課分について、文教厚生常任委員会資料に基づき、説明いたします。

なお今回の補正予算では、佐賀県人事委員会勧告に基づく、初任給など若年層の給与月額
の引上げ、勤勉手当の引上げによる給与改定及び人事異動等に伴う補正となっております。

職員の給料、職員手当等、共済費、それから、会計年度任用職員の報酬、職員手当等、共

済費につきましては、歳入、歳出それぞれ補正を行っております。

この分につきましては、両課まとめて説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料2ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節3生活保護費国庫負担金、自立相談支援事業費負担金と、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金及び節3生活保護費国庫補助金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事務費補助金。

それから資料の3ページ、款17県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節3生活保護費県補助金、生活困窮者自立支援機能強化事業費補助金。

以上につきましては、それぞれの事業に従事いたします、職員及び会計年度任用職員の人事院勧告による人件費等の補正によるものでございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、障害者自立支援給付費返還金等の主なものにつきましては、令和4年10月1日付で県から行政処分を受けた特定非営利活動法人楠の木会等の不正請求に係る返還金及び加算金でございます。

介護保険低所得者利用者負担対策事業補助金返還金につきましては、平成29年度から令和3年度分の鳥栖市社会福祉法人等介護保険利用者負担軽減制度事業費補助金について、事業者の過誤に伴う返還金でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

次に、資料4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

節2の給料から節4共済費までは、健康福祉みらい部長、地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課、鳥栖地区広域市町村圏組合派遣職員の人事院勧告による給与改定等、その他人事異動等によるものでございます。

それから、節27の繰出金につきましては、国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

同じく4ページ、目2障害者福祉費、節7報償費、障害福祉サービス事業所物価高騰対策

緊急支援金について御説明申し上げます。

資料の9ページをお願いいたします。

事業名が、障害福祉サービス事業所物価高騰対策緊急支援金でございます。

事業の目的といたしましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を受けた障害福祉サービス事業所に対し、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）を活用し、支援を行うものでございます。

対象施設といたしましては、市内の障害福祉サービス事業所でございます。

支援の内容といたしまして、入所系施設が定員1人につき1万円。

通所系施設が定員1人につき5,000円。

訪問系施設につきましては、一律5万円を支給することとし、対象施設数は162事業所、事業費は1,556万5,000円でございます。

4ページに戻っていただきまして、節10需用費及び節11役務費につきましては、今回の支援金交付に要する、消耗品や郵送料などの事務費でございます。

節22償還金、利子及び割引料3,989万5,000円につきましては、令和3年度障害者自立支援医療費等における、国、県負担金の確定に伴う返還金及び歳入で御説明いたしました行政処分を受けた福祉サービス事業者の国、県への返還金でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

目3老人福祉費、節7報償費、介護保険サービス事業所等物価高騰対策緊急支援金について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

事業名、介護保険サービス事業所等物価高騰対策緊急支援金。

目的、支援金額は、障害福祉サービス事業所への支援金と同様でございます。

対象施設は272事業所。

事業費は3,119万3,000円でございます。

資料5ページに戻っていただいて、節10需用費及び節11役務費につきましては、今回の支援金交付に要する消耗品や郵送料等の事務費でございます。

次に、節22償還金、利子及び割引料、令和3年度県補助金等返還金につきましては、歳入のほうで御説明いたしました、平成29年度から令和3年度までの佐賀県介護保険低所得者利用者助成事業費補助金の確定に伴う返還金でございます。

次に、目4老人福祉センター費、節10需用費の修繕料につきましては、K I Z U K I・看板改修支援事業による高齢者福祉施設の看板修繕に伴う補正でございます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

目6住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費につきましては、当該事務に従事いたします、会計年度任用職員の人事院勧告による人件費等の補正によるものでございます。続きまして、7ページをお願いいたします。

項3生活保護費、目1生活保護総務費、節1報酬から4の共済費までにつきましては、自立相談支援員、就労支援員等の会計年度任用職員及び生活支援係職員の人事院勧告による給与改定等、その他人事異動等によるものでございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和3年度の国庫負担金等の返還金でございます。

目3新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援給付費、節1報酬から節4共済費につきましては、生活困窮者自立支援給付事業に従事する会計年度任用職員の人事院勧告による補正でございます。

以上で、議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）中、健康福祉みらい部のうち、地域福祉課及び高齢障害福祉課関係分についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

これより質疑を行います。

飛松妙子委員

3ページの、障害者自立支援給付費返還金等、1,653万2,000円が楠の木会の不正受給でしたという御説明だったと思うのですが、佐賀市にある楠の木会さんで、たしか7,500万円の不正受給があったという分で、鳥栖市が関わっている内容を教えていただいていたいいですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

鳥栖市居住の方が、楠の木会のグループホームや就労支援事業所を利用されている分の返還金でございます。

不正請求にかかる返還金でございます。

飛松妙子委員

何人ぐらい利用されてて、この1,653万2,000円が1年間の金額なのか、その辺を教えてください。

竹下徹高齢障害福祉課長

すみません、人数が手持ちで持ってないんですけど。

年度につきましては、令和元年度と2年度と3年度分がNPO法人のほうです。

不正請求が、令和元年度が95万3,800円。

令和2年度が579万2,380円。

令和3年度が495万7,420円。

計1,170万3,600円。

それに、それぞれ加算金40%が加わりまして、加算金のほうも既に納付していただいているんですけど、NPOの分で不正請求分と加算金を合わせて1,638万5,040円です。

それから、社会福祉法人楠の木会のほうが令和元年度分のみで、不正請求が1万円、加算金が4,000円で、合わせて1万4,000円ということになっております。

社会福祉法人楠の木会のほうについては、こっちがたしか就労支援事業所の分だと思っています。

1人の方が、数日利用されているという分でございます。

額が大きいNPOのほうがグループホームの利用者で、人数については、今、持ち合わせておりません。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

9月議会の資料にありました。

これで、返還金は終わりということによろしいですね。

不正受給の分で、返還金が12月議会に乗っているこの予算だけで終わりってことですね。分かりました、ありがとうございます。

それから、9ページの障害者福祉サービス事業所物価高騰対策緊急支援金、介護保険サービス事業所等物価高騰対策緊急支援金ですが、入所系は定員1人につき1万円、通所系が定員1人につき5,000円、訪問系が一律5万円ということですが、この訪問系一律5万円は、ここに書かれてる162事業所と272事業所でいいのか、入所系と通所系の人数の出し方はどうのように出されているのか、高齢障害福祉課のほうでつかんでいる数なのか、それとも事業者さんから出されてる数なのか教えてください。

竹下徹高齢障害福祉課長

対象事業所数につきましては、入所系と通所系と訪問系を合わせた事業所数でございます。

その定員につきましては、指定を受けたときの定員で算出しています。

飛松妙子委員

定員については、高齢障害福祉課のほうで算出をしている。

そうしたら、訪問系に関しては何事業所ずつあるのか分かりますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

訪問系につきましては、障害福祉サービスが66施設。

介護保険サービスが146事業所となっております。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

今の9ページなんやけど。

入所系と通所系が定員1人につきだけど、どこも満所というか……、定員まで全員取れば、はいどうぞで分かるんやけど。

実際に使ってる人の数じゃなくて、入ってる人？

計算は定員に掛けるでいいわけ？

竹下徹高齢障害福祉課長

今回の支援金については、県も同様の支援をされる予定となっております、県も定員で計算をされております。

根拠としては、その施設自体が、定員に見合うだけの設備なりを準備してあるというところで、実際の入居者さんの数とか通所されている方の数ではなくて、それだけの規模の施設を準備されているということで、定員一人につきという形にさせていただいております。

以上です。

藤田昌隆委員長

もう一つ。

訪問系一律5万円。これはどういうこと。

ちょっと意味が分からん、教えてください。

竹下徹高齢障害福祉課長

訪問系サービスっていうのは、障害者とか高齢者の方のお宅に訪問して、生活介護とか家族の介護とか、そういったことをさせていただくものです。

訪問してサービスを行うので、定員っていうのがございませんので、ガソリン代とかそういった部分が高騰しているというのと、事務所での光熱費とかが高騰している分を今回支援するというので、一律5万円という形にしております。

以上です。

藤田昌隆委員長

例えば、1人で10件回ったりするけど、一律ということは、訪問経営をしているところは、何人行こうと5万円という意味ですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

一律でございます。

藤田昌隆委員長

いいのか悪いのか、よく分かりませんね。

古賀達也健康福祉みらい部長

課長のほうから御説明がありましたけれども、訪問系については、主に事務所の光熱水費の高騰分を支援するというような形になります。

訪問系のガソリン代もそれには含まれますけれども、事務所の規模からいくと、大体の経費として2分の1程度と判断したところで、5万円という積算をしたところでございます。

藤田昌隆委員長

かなりファジーですね。

分かりました。

永江ゆき委員

障害福祉サービス事業所と介護保険サービス事業所は、ダブったりはしてないんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

介護と障害でダブることはないです。

以上です。

成富牧男委員

同じく、今のところで質問します。

対象事業所は、さっき説明がありましたとおり、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所及び高齢者施設って書いてありますけど、これ全部網羅してるんですか。

こういう事業所は除外するとか、除外されてるところはないんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

障害福祉サービス事業所については、県もしくは市の指定を受けている事業所ということでございます。

介護保険サービス事業所等につきましては、介護保険のサービスを行っているところプラス介護保険外で、ケアハウスですとか軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅を運営されている事業所さんも対象にしているところです。

以上です。

成富牧男委員

了解しました。

それともう一点。9月にいただいているのに申し訳ないけど、楠の木会の件です。

多分、言ってもらったと思いますけど、鳥栖市の権限それから佐賀県の権限っていうか、そもそもどういう形でこういうのが見つかったのか……、簡単でいいです。

竹下徹高齢障害福祉課長

この施設自体は県の指定でございますので、県が指導なり監査なりを行って不正が発覚したというところでは。

実際、補助金を出しているのは市なので、市のほうに返還を求めて、市は、国、県からもらった補助金は、国、県にお返しするという形になっております。

以上です。

成富牧男委員

分かりました。

ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

ほかにありませんか。

樋口伸一郎委員

さっきのサービス事業所等で、永江議員がダブりの部分で御質問されていて、かぶりますが、障害と介護がダブリがないというのは分かるんですけど、入所系、通所系、訪問系は、事業所ごとにカウントしてあると思うんですけど、母体法人が同じような場合で、入所系も通所系も該当するような事業を行っている法人とかは、1法人で両方ダブってもらえるということですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

おっしゃるとおり、通所もあって、入所もあって、訪問もされているということであれば、それぞれお出しします。

樋口伸一郎委員

そうしたら、法人で、入所事業と通所事業をしているところは、同じ法人だけれども、事業所ごとにそれぞれお金を出しているということですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

事業所は、法人ごとじゃなくて事業所ごとにそれぞれの定員が何人ということで指定をされていますので、その人数で支給をいたします。

樋口伸一郎委員

そうしたら、支払い先も事業所ごとに分けてってということになるんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

そこは、経営母体が同じであれば、1つの法人に対してまとめて払うことも考えております。

請求書が同じ法人から出てくれば同じところに振り込む形になるので、具体的にまだそこ

までは詰めてないんですけど、該当するところにはそれぞれ出します。

樋口伸一郎委員

そうしたら、今回上程されてる議案の中身と事業費の内訳は分かりました。

ただ、経営母体が1つのところは、金銭のやり取りになると法人名義で取り交わしをされることも多いと思うんですよね。

ですから、その部分が、後々どっちが幾らとか把握されてなくて、その辺がまた不正とかになるといけないので、その辺りをきちんとこの説明どおりに打ち分けて、入所、通所がそれぞれ幾らですって内訳とかをつけて、決算時に内訳が分かるように御注意くださいというふうに申し上げております。

藤田昌隆委員長

今回、定員ですからね。

飛松妙子委員

今のところで、スケジュールはどのようになっていますでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

今回、議決をいただきましたら、すぐに申請の作業に移りたいんですけども、年明けから該当事業所に案内を出して、年度内に終わるっていう、ざっくりとしたスケジュールしかないですけど、そういうことで考えております。

飛松妙子委員

ということは、案内を出して、申請を受け付けて、入金するって形ですね。

それは、期限も設けられるってことでしょうか。

竹下徹高齢障害福祉課長

当然、申請期限は設けてしたいと思っています。

飛松妙子委員

ここにも、事業数が162事業所と272事業所ということで出てますので、全事業所に行き渡るように、漏れがないようにだけお願いしたいなと思います。

よろしく申し上げます。

中川原豊志委員

1つだけ、分からんけん教えてください。

資料4 ページの歳出の社会福祉総務費一番下に、繰出金マイナス273万4,000円とあるんだけど、国民健康保険繰出金へのマイナスっていうのが、どういう意味なのかなとちょっと思ったんで、令和3年度の決算なのか人件費の異動なのか、そこを。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

国保会計に従事する職員の、人事院勧告による人件費でございます。
人事異動がありまして、給与の絡みでマイナスが生じたということでございます。
以上です。

中川原豊志委員

分かりました。

田村弘子委員

先ほどの高騰対策緊急支援金ですけれども、鳥栖市内に事業所があるところだけですよ。
鳥栖市にも久留米にもあるなら、久留米は久留米で、また別のことがあっているって
ことですよ。

竹下徹高齢障害福祉課長

そうです。

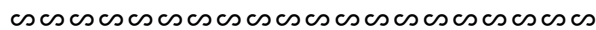
田村弘子委員

分かりました。
ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

ほかにありますか。
〔発言する者なし〕

そうしたら、質疑を終わります。



陳 情

陳情第22号物価高騰に対する高齢者福祉・介護施設等への支援について（要望）

藤田昌隆委員長

陳情第22号の協議を行います。
この陳情について、執行部からの説明をお願いいたします。

竹下徹高齢障害福祉課長

物価高騰に対する高齢者福祉・介護施設等への支援について、ということで、佐賀県老人
福祉施設協議会、佐賀県介護老人保健施設協会、佐賀県認知症グループホーム協会、連名で
要望がなされております。

趣旨といたしましては、今回の物価高騰で、光熱費、食材費等が施設の運営に影響を及ぼしているため、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金を活用して支援をいただきたいというふうな内容でございます。

これについては、今回補正をお願いしてます、物価高騰対策緊急支援金のほうで対応をさせていただきますところでございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

何か質問がありますか。

樋口伸一郎委員

今、御説明いただいた部分は、要望者とのやり取りは、何も交わしていない状態ですよ。

竹下徹高齢障害福祉課長

直接やり取りはしておりません。

樋口伸一郎委員

委員会としても、陳情に値する協議を行って議長に上げるわけですよ。

個人的には、今ある緊急対策費用の分を織り交ぜて、委員会としてもそういう回答をすればいいかなというふうに考えます。

藤田昌隆委員長

休憩します。

午後 4 時16分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後 4 時20分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

もう出尽くしたということよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

oooooooooooooooooooooooooooo

陳 情

陳情第24号食の自立支援事業における物価高騰への支援に関する要望書

藤田昌隆委員長

次の陳情協議、食の自立支援事業における物価高騰への支援に関する要望書が出ております。

説明をお願いいたします。

竹下徹高齢障害福祉課長

資料のほうをお配りしていると思います。そちらで御説明をさせていただきます。

要望としては、食の自立支援事業における物価高騰への支援に関するものですが、この事業が、食事の調理、調達が困難な高齢者の方に対して、食の自立の観点から、食事の提供を行い、食生活の改善と健康増進を図り、在宅における日常生活の支援を行うというものでございます。

事業内容としましては、弁当の配食プラス見守り事業でございます。

利用者負担として、1食当たり400円を食材料費と調理費ということで、実費相当分は利用者の方で負担していただくという形になっております。

委託料が1食当たり400円と、これは配達費及び事務費ということで、現在2か所の法人に委託をしております。

食数の決定につきましては、サービス評価表というのを利用しまして、世帯の状況ですとか、介護認定の状況、本人の状態、支援状況等を点数化しまして、点数に応じて食数を決定しております。

令和4年度につきましては、見込みで年間で5万7,000食ぐらい出るんじゃないかと。

決算額としては、2,294万8,800円を見込んでいるところです。

過去4年間の実績では、5万4,000食ぐらいでしたが、恐らくコロナの影響であろうと思われましても、令和2年度、3年度と若干増えてきていたところ、今年になってまた少し減ってきてるっていうところで、事業者さんもある程度の食数は確保したいっていうのと、今回の物価高騰でなかなか今の金額ではお弁当を作れないっていうことで、要望書を出されております。

資料の2ページ目が食の自立支援事業についてのチラシでございますが、うちの対応としましては、地域包括支援センターにこれを配付して、包括のほうが高齢者の方の訪問をされる際に、必要であればこういったのがありますということで、まず周知を図っているという

ところがございます。

それから、3番目の資料がサービス評価表ということになってますけれども、こういった形でアセスメントを行いまして、点数づけをします。

一番下のほうに書いてますけど、5点以下だったら週2食以内とか、6点から12点だったら週3食以内ですとか、こういった形で点数によって食数を決定しています。

ただ、本来必要な方に必要な食数が行くのが望ましいのかなっていうところもございまして、この辺については、現場の意見とかも聞きながら、何食が本当にその方にとって適当なのか検証をしながら、見直しも含めて検討していきたいと思ってるところでございます。

今年度については、何とか頑張りますけれども、来年度からどうにか上げてもらいたいという御要望ですので、上げ幅等についても事業者さんとお話をしながら、今検討を行っているところでございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

何か質問がありますか。

中川原豊志委員

今の説明ですと、幾らが妥当なのか分からんけれども、次年度から検討するということがよろしいですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

物価高騰で、食材費等、光熱水費も上がっているというのは事実でございますので、その分は何らか上げる必要があるとは考えております。

以上です。

中川原豊志委員

他のいろんな事業所とか施設とかも補助があるので、こういうところにもちゃんと目が届くように対応していただきたいと思えます。

要望では、100円とかいう話があったりしますけれども、100円が妥当なのかどうかも含めて、利用者の方にも負担があまり行かないようにしてもらいたいというところがあると思えます。

市もしくは介護保険組合その辺のところの負担になるかもしれませんが、ぜひ、ある程度要望に応じていただけるようお願いしたいと思います。

また、サービス評価表についても、本当は5食ぐらい欲しかったけど、うちは3食しかできんやっとなとか、点数評価が厳しいという意見も聞こえてきますので、その辺も現場の声とか利用者の声を聞きながら、本当にその食数でいいのかどうかも踏まえて、検討を再度して

いただきたいと要望しておきます。

以上です。

成富牧男委員

さっき言われた点数でつけるのは、要らん人もいるんですよ。

申請してきた人の中には、必要でない人もいるわけでしょう。

点数評価するわけだから、そこら辺どうなってるんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

申請する時点で、包括の担当の方がある程度聞き取りをして、この方は必要と判断をされてから申請されると思うので、ゼロってことはあまりないとは思いますが。

成富牧男委員

では、予備のスクリーニングをちゃんとやるというわけですね。

だから、今言われたように点数で評価する人たちは、最低の食数できるということですね。

さっき中川原議員が言われていたとおり、本体に対する補助なのか、それとも、このまま何もせんやったら本体が値上げせざるを得ないから、その結果として利用者さんに負担が行くというところありますよね。

例えば1,000食作って、全部が配食サービスじゃないでしょう。

自分のところの入所者さんとか利用者さんの分もあるんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

資料に示している食数は、配食の弁当の食数ですけど、お願いしている社会福祉法人さんは入所施設も持っていますので、当然、そこに提供する食事も、そこで一緒に作られてると思っっています。

成富牧男委員

そうしたら、この趣旨は、配食サービスの分だけを言っておられると理解していいですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

この分については、食の自立支援事業に係るものだけを考えています。

その他の部分については、先ほどの物価高騰対策の支援金とか、そういったものを充ててもらえればと思っっています。

成富牧男委員

それで結局、自己負担の400円を値上げせんでいいようにするっていう立場でやるんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

現在その考え方が、食材費等の実費については利用者さん負担という形ですので、食材費が主に上がってるということになれば、そっちのほう上がる可能性はあります。

ただ、今回、地方創生交付金のほうもございますので、学校給食とかがやったような形で、利用者さんの負担分を交付金で見れないかというのは、今検討をしているところです。

成富牧男委員

分かりました。

ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

樋口伸一郎委員

内容というよりも、この資料です。

もともと、この要望書はどこから来てるんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

市長宛てと議長宛てに来ていると思っております。

樋口伸一郎委員

事務局も含めて確認ですけど、今日の本会議の議案審査の中でも、委員会付託の中でも、議事日程上には載ってないんですね。

議長から真っすぐ正副委員長が協議を付託されている分なのか……、議運の中でも手続を行っていない分なので、そもそも何でこの陳情協議があるのか、本会議の議案審査の部分から見て、委員会付託の案件にも載ってないので、委員会の議事日程の中に載ってることがちょっと……、最初から何でかなと思ってたんですよ。

なので、正副委員長が聞いているのであれば教えていただきたいし、議長がまっすぐ議長権限で委員会付託をされているのであれば、事務局のほうから教えていただきたいと思ってでした。

藤田昌隆委員長

ちょっと休憩。

午後 4 時 33 分 休憩



午後 4 時 38 分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

それでは、質問も終わりましたので陳情協議を終了いたします。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午後 4 時38分休憩



午後 4 時45分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。



こども育成課、健康増進課

議案乙第33号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）

議案乙第37号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 7 号）

藤田昌隆委員長

これより、こども育成課、健康増進課関係の議案の審査を行います。

議案乙第33号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）及び議案乙第37号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 7 号）を一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

林康司こども育成課長

ただいま議題となっております、議案乙第33号令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）中、健康福祉みらい部関係のうち、こども育成課及び健康増進課分について、文教厚生常任委員会資料に基づき、御説明いたします。

なお、今回の補正予算では、佐賀県人事委員会勧告に基づく、初任給など若年層の給与月額引き上げ、勤勉手当の引き上げによる、給与改定及び人事異動等を伴う補正となり、職員の給料、職員手当等、共済費、会計年度任用職員の報酬、職員手当と共済費について、歳入、歳出それぞれ補正を行っております。

この部分につきましては、各課まとめて説明させていただきますので、よろしくご願

たします。

それでは、委員会資料 2 ページをお願いいたします。

初めに、歳入について、こども育成課分を御説明申し上げます。

子ども・子育て支援交付金、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金。

次に、3 ページをお願いいたします。

款17県支出金、項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金、節 2 児童福祉費県補助金の子ども・子育て支援事業費補助金及び安心こども基金特別対策事業費補助金。

以上につきましては、それぞれの事業に従事する会計年度任用職員の、人事院勧告による人件費等の補正によるものでございます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

健康増進課分を御説明します。

2 ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 3 衛生費国庫補助金、節 1 保健衛生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金、風しん抗体検査事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金及び項 3 委託金、目 3 衛生費委託金、節 1 保健衛生費委託金、石綿読影の精度に係る調査委託金及び款17県支出金、項 2 県補助金、目 3 衛生費県補助金、節 1 保健衛生費県補助金、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、事業に従事する会計年度任用職員の、人事院勧告による人件費等の補正によるものでございます。

骨髄等移植支援事業費補助金につきましては、骨髄移植のドナーに対する助成金で、補助率 2 分の 1 でございます。

詳しくは、歳出で御説明いたします。

林康司こども育成課長

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

資料 6 ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 1 報酬から節 4 共済費につきましては、会計年度任用職員の、人事院勧告による人件費等の補正によるものでございます。

対象となる会計年度任用職員は、母子・父子自立支援員 1 名、婦人相談員 1 名、子育て支援総合コーディネーター 1 名、幼児教育・保育の無償化に対する事務補助員 2 名、家庭児童相談員 2 名の計 7 名でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和 3 年度分の児童扶養手当、児童虐待・

DV防止等総合支援事業費補助金などの額の確定に伴う国庫負担金等の返還金でございます。
続きまして、目2保育園費でございます。

節1報酬から節4共済費につきましては、保育士等45名及び会計年度任用職員81名分の、
人事院勧告による給与改定等及び人事異動等に伴う、人件費の補正でございます。

なお、節2給料、節3職員手当等の職員手当及び節4共済費につきましては、保育所等職
員の欠員1名及び今年度4月から10月の間に、育児休業を取得した10名分の減額補正となっ
ております。

次の、節7報酬の保育所等物価高騰対策緊急支援金について、御説明申し上げます。

資料10ページをお願いいたします。

事業名、保育所等物価高騰対策緊急支援金。

事業の目的といたしましては、電気・ガス料金等の高騰の影響を受けて、運営に係る経済
負担が増加している保育所等に対し、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金（電力・
ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金）を活用し、支援を行うものでございます。

事業の内容といたしましては、対象施設を市内の私立保育所13園及び認定こども園3園と
しております。

支援金といたしましては、1施設当たり1,000円掛ける園児数。

園児数につきましては、今年度の10月1日現在の在園児数としております。

事業費といたしましては、私立保育所13園の園児数で、1,290人分の129万2,000円。

認定こども園3園の園児数495人分で、49万5,000円とし、合計で178万7,000円となってお
ります。

積算の根拠といたしましては、物価高騰の影響額を公立園の状況を基に算出したところ、
園児1人当たり3,000円と捉えております。

この支援につきましては、県におかれても実施されることとなっており、市の対応といた
しましては、県の支援と併せて、影響額を超えない範囲での支援といたしております。

報償費による支援とすることで、手続の簡素化を図り、施設の負担を軽減するものでござ
います。

資料6ページにお戻りください。

節10需用費につきましては、公立保育所4園の燃料費及び光熱水費において、今年度の決
算見込みにおいて不足する見込みとなりましたことから、増額補正をお願いするものでござ
います。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和3年度分の私立保育所等の運営費に係
る、施設型等給付費負担金や延長保育や一時保育、子育て支援センターなどの事業費に係る

子ども・子育て支援交付金などの額の確定に伴う国庫負担金等の返還金でございます。

続きまして、目3児童手当費、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和3年度分の児童手当の額の確定に伴う国庫負担金等の返還金でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

目4子育て世帯等臨時特別支援事業費の節1報酬から節4共済費につきましては、今年度の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に従事する会計年度任用職員1名分の、人事院勧告による人件費の補正でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和3年度の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の額の確定に伴う、国庫補助金の返還金でございます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

次に、資料8ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節1報酬から節4共済費につきましては、主に母子健康包括支援センターの会計年度任用職員及び健康増進課職員18名、国保年金課職員5名の人事院勧告による給与改定、その他人事異動等によるものでございます。

節7報償費は、医療機関等物価高騰対策緊急支援金で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者支援のうち、医療、介護、保育施設などに支援を行うもので、健康増進課では、そのうち医療機関等に支援をするものでございます。

委員会資料の11ページをお願いいたします。

事業内容といたしまして、対象の施設と給付額でございますが、有床施設のうち、病床が5床以上の20施設には、1床当たり2万円。

5床未満及び無床診療所45施設と歯科医院37施設の合わせて82施設には、1施設当たり10万円。

薬局45施設には、1施設当たり5万円。

さらに、鳥栖市は他市町と違い、ワクチン接種を全て個別接種とし、医療機関で実施していることから、独自に、ワクチン接種の実施医療機関41施設には、接種に当たって、光熱費などの掛かり増しとして20万円の加算、かかりつけの方のみ実施の6施設には、10万円を給付するよう計上いたしております。

支援金の総額5,099万円と、事業費が2万8,000円でございます。

財源は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金でございます。

節10需用費につきましては、保健センターの光熱費の不足分を補正するものでございます。

節18負担金、補助及び交付金は、骨髄等提供助成金で、骨髄等の提供を行ったドナーを支援することにより、提供に係る、経済的、心理的負担の軽減を図り、骨髄移植を円滑に実現

するもので、鳥栖市に住民登録をし提供を行ったドナーに対し、1日につき2万円、上限7日間を助成するものでございます。資料は12ページとなっております。

8ページに戻ります。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和3年度国庫補助金の、子ども・子育て支援金に対する返還金でございます。

続きまして、目2予防費、節1報酬から節3職員手当等につきましては、当該業務に従事する会計年度任用職員の、人事院勧告による人件費等の補正によるものでございます。

最後に、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和3年度国庫補助金等の返還金でございますが、中身はコロナの返還金でございます。体制整備補助金の返還金及び接種に係る負担金の返還金でございます。

林康司こども育成課長

続きまして、款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和2年度及び令和3年度の子育て支援施設等利用給付費の、額の確定に伴う、国庫負担金等の返還金でございます。

議案乙第33号につきましては、以上です。

引き続き、議案乙第37号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）につきましては、委員会資料にて御説明申し上げます。

委員会資料2ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金の出産・子育て応援交付金及び款17県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費県補助金の出産・子育て応援事業費補助金につきましては、国の新たな子育て支援事業でございます。出産・子育て応援交付金事業に対する補助金でございます。

補助率につきましては、それぞれ、国庫補助金が3分の2、県補助金が6分の1でございます。

なお、システム改修に要する経費につきましては、国庫補助率は10分の10となっております。詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

資料3ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目5出産・子育て応援交付金事業費について、御説明申し上げます。

資料の4ページをお願いいたします。

事業名、出産・子育て応援交付金事業でございます。

事業の目的といたしましては、令和4年4月以降に、妊娠または出産をされた方がいる全ての子育て世帯が、安心して出産・子育てができるように、より身近で相談に応じる、伴走型相談支援を実施するとともに、妊娠届出時及び出生後に、合計10万円相当の経済的支援を実施するものでございます。

事業の内容、支給対象者及び支給額につきましては、妊娠届出をされ、伴走型支援の面談を受けられた妊婦の方に対し、1人当たり5万円及び出生した子供を養育する方で、伴走型支援の面談を受けられた産婦の方の、新生児1人当たり5万円となっております。

事業費といたしましては、今年度4月以降に妊娠または出産された方への、出産・子育て応援交付金として、8,525万円でございます。

見込み数1,045人を含めた内訳といたしましては、今年度4月から令和5年3月に出生する新生児数を660人と見込み、妊娠期と合わせて10万円の支給を、また、今年度妊娠届出を出され、令和5年度に出産予定の妊婦の方を、今年度9月から令和5年3月までで385人と見込み、5万円の支給を行うものでございます。

いずれにいたしましても、今年度の対象者への支給につきましては、申請書による支給希望の同意と、妊娠、出産に関するアンケートに回答いただくことが、支給の要件となっております。

システム改修委託料につきましては、支給のために必要な改修費でございます。

また、事務費につきましては、支給事務のための会計年度任用職員1名分の3か月分の人件費や支給対象者への制度の案内、申請書、アンケートの送付及び返送に要する通信運搬費、また支給対象者への振込手数料等となっております。

以上で、説明を終わります。

藤田昌隆委員長

これより、質疑を行います。

樋口伸一郎委員

資料6ページをお願いします。

目2保育園費のところの減額補正で、給料、職員手当等、共済費の減額補正の説明がありましたけど、1名と出産育児休暇に伴う10名分でしたかね。

その分の減額は分かるんですけど、さすがにこの額になってくると、何らかの影響があったんじゃないかと思うんですけど、そこはどうですか。

林康司こども育成課長

育児休業取得者分につきましては、会計年度任用職員の採用等はさせていただいております。

休業ですが、10名のうち、保育士が7名、栄養士が3名となっております。

全く影響がなかったということではないですが、保育に支障がないというか、現場での努力など、きちんと連携していただいているところがございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

会計年度任用職員で何とか対応を行ったというふうに聞こえるんですけど、その不足分、影響が出る部分というのは、改善できたのかなと思ってですね。

改善にまで至らんやったんじゃないかなと思って、その辺りどうですか、課長。

林康司こども育成課長

シフトがなかなか組みにくいというところもある中で、その苦慮っていうのは、現場の各公立保育園でされてあるところがございます。

あと、受入数とか、加配が必要な方とかっていうところに、少なからず影響が出てたかと思えます。

樋口伸一郎委員

ちょっと具体的に質問します。

例えば、0歳児でいくと保育士1人につき3人でしたかね。

1歳児さんは1人につき6人で、保育士1人につき3人見ないといけないとしても、単純計算で10人掛けると30人じゃないですか。

仮に、1人で10人見るとしても100人ですけど、1人で3人という単純計算で30人になるので、制度上、通所される園児はいるわけですから、園の対応として、シフトを何とか組み替えたりしながら制度に伴うような対応ができたのかが心配なんですよ。

1人の保育士さんがひたすらに出なきゃいけないとか、その辺りが、制度上担保していくには、不足人数掛ける園児数ってしていくと、相当な時間をお一人の方に負担してもらって、預かる子供たちに対しての保育士数を確保するという日々が、多分、数か月はあったんじゃないかなと思って、そこはどうですか。

林康司こども育成課長

10名分と説明させていただいたのは、4月から10月の間に取得された分ですので、この全て育児休業を取られてある方は、保育士7名のうち4名です。

当然、園も分かれておりますので、そこはシフトの中で無理のない範囲で対応しているものと捉えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

最後です。

ぎりぎりの対応というか、御説明いただいた期間全ての人数の方が、全ての期間休まれたっていうわけではないと思うんですよ。

確かに、半分あるいは3分の1の方が、フルの期間休む手続を取られたと。

ただ、10人ってなると、少なからず一、二か月は大量に欠ける数週間があったり、1か月があったりしたと思うんですよ。

こういう育児休暇とかは、不測の事態というか自然現象ですので、悪いことではないじゃないですか。

ただ、こういう事態が想定できる可能性が今回もあったわけなので、やっぱり保育士不足っていうところに関しては、何らかの協議、検討をしていって欲しいです。

あり余るほどの保育士はいてはいけないと思いますけど、本当に不足する事態があって、過度を超えるような働き方をして、仮に、公立保育園は受入れを可能にしたっていう状態も、保育士の処遇改善の観点からかけ離れていくので、減額補正、減額補正というのは毎回聞いてますけど、例えば、増やすのが無理なら受入れ園児を減らすとか、そこら辺も含めて検討が必要じゃないかと思うんですけど、この減額補正を受けて、今後はどんなふうを考えているかと思われてますか。

林康司こども育成課長

育児休業の復帰時期に併せて、主に0歳児の受入時期を考えていたりしているのが、現状でもございます。

来年度の受付も終わりました、今から本格的に入所調整に入っています。

申込数といたしましては、昨年と変わらずぐらありましたので、すぐ何かこうっていうのはありませんけれども、公立保育所は私立保育所等と違って、保育士になられてのいろんな加算とかがございませんので、処遇の違いっていうのはあるかもしれません。

会計年度任用職員という制度になってから、少しそこが縮まったりしたところもあります。

保育士確保につきましては、私立とも協力してやっておりますので、少しでも鳥栖市で働いていただけるような一園の雰囲気や人間関係がいいとか、その辺も含めて、きちんとPRして確保に努めてまいりたいと思います。

樋口伸一郎委員

今すぐどうにか検討し、結果を出してくださいとかいうものでもなく、いつも努力をされてるのも存じ上げております。

私立とかとも協力しながらずっとされてて、会計年度任用職員で対応しようということも努力されてるんですが、残念ながら減額補正が、3年、5年続いています。

こういうぎりぎりの状態で、制度を超える園児の受入れ方をせざるを得んで、1人の保育士さんが過度な働き方を余儀なくされるような状況に陥らないように、様々な可能性とか選択肢もあると思うんですよ。

それこそ保育所を増やして、受入人数をキャパいっぱい預かるというのが理想でしょうけど、そうならない御時世でもあるじゃないですか。

だったら、受入人数をもうちょっと現実味のある、負担も過度にいかないような受入れ方をするとか、あるいは、極論ですけど民営化も含む様々な検討をしながら、行き当たりばったりで、いよいよどうしようもなくなってしまったと。

それで、制度を超えるような受入れ方をしてしまったっていうのが、公立にあってはいけないと思うので、その辺りは我々も一緒に、今後の課題として協議していけたらと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

要望して終わります。

成富牧男委員

同じところで、育児休業中の保育士7名と言われましたね。

この中で、1年以上の期間を出してある方は何名ですか。

林康司こども育成課長

きちんとした数字は覚えておりませんが、第一子、第二子続けてという方もいらっしゃるんで、1年以上の方もいらっしゃいます。

成富牧男委員

鳥栖市の公立保育所の場合は、必要な人数のうちの大体半分が正規で、半分が非正規っていうような感じですよ。

その問題と併せて、私は一般質問したんですけど、さっきシフトが組みにくいっていうふうに言われましたよね。

それで、結局フルタイムで働いていた人の代わりに会計年度任用職員ということは、7時間しか取れんとやろう。

林康司こども育成課長

会計年度任用職員は7時間でございます。

成富牧男委員

それで、正直に聞きたいっちゃけど、そういう育児休業みたいな正規職員の代替補充が1年以上続くようなときは、やっぱりフルタイムになったほうがいいと思わん？会計年度任用

職員さんも同じ。

藤田昌隆委員長

答弁できる？

古賀達也健康福祉みらい部長

一般質問の答弁の中でもされておりましたけれども、本市におきましては、運用の中で7時間勤務とされております。

通常、シフトを組む場合に、7時間45分の勤務時間ではなくて、保育所の場合は、早朝から19時までの保育になります。

その間で職員を割り振りますので、7時間勤務で雇用しても支障はないというふうに思っております。

以上でございます。

成富牧男委員

今までは7時間45分だったのが、7時間しかできん。

たった45分だけ——あそこで現場の課長さんが首をかしげよるけん、そういうことはありませんということであればいいけど、私は絶対現場はいろいろ問題を抱えて、多かれ少なかれそのしわ寄せが来てると思うよ。45分やけど。

今度また3月議会で聞くけん、みんなに聞いてって。

よろしくをお願いします。

中川原豊志委員

資料10ページの緊急対策の分ですけれども、保育所の物価高騰についての分で、私立13園と認定こども園3園と書いてあるんですけど、ほかに企業型とか地域型とかほかの保育をしているところがあるじゃないですか。

そういったところが今回対象になってないというのは、何か意図があるわけですか。

林康司こども育成課長

検討はさせていただいております。

ただ、今回鳥栖で行う、私立保育所、認定こども園につきましても、県と合わせて影響額の8割から9割ぐらいの支援になると考えております。

県におかれましては、幼稚園や地域型及び認可外保育所に対しても支援されますので、その中の試算といたしまして、県におかれましては、1施設当たり5万円の一律交付に加え、利用定員1人当たり1,000円を乗じた額を支援されることとなります。

おおむね半分以上っていうところを支援される中で、定員が少ないところは1施設当たりの5万円の分が、かなり割合が増えますので、保育園とか幼稚園とか含めると、試算した

分でいけば8割。

小規模におかれましては、10割を超えてしまうことから、今回市のほうはそこに対しての支援金は考えておりません。

中川原豊志委員

ありがとうございます。県のほうからの補助があるということですね。

幼稚園には何でないのか確認しようかと思ったんですよ。

幼稚園も給食やっているとところは少ないかもしれないけれども、電気・ガス・水道なんかは高騰してるんで、何で補助がないのかなって聞こうと思ったんですけど、今の説明の中で、幼稚園のほうには県のほうから補助があるということでもいいですか。

林康司こども育成課長

そのとおりでございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。分かりました。

ついでにその次のページ、保健衛生費の中の医療機関の負担ですけれども、物価高騰支援金は、ほとんどが国からの補助かなと思っただけですけど、この中に鳥栖市の一般財源が1,000万円ほど入ってるわけですね。

というのは、鳥栖市独自の支援が何かあるのかなというふうに思うんですが、市独自の支援があれば、分けて教えてほしいなど。

古賀達也健康福祉みらい部長

今回、物価高騰での支援金を検討するに当たりまして、地方創生臨時交付金に鳥栖市の受ける枠というのが決まっております、医療機関のほうでは枠を超えたので、予算上は、その分を一般財源で手当てをしているところでございます。

ですので、独自といいますか、今回の、障害、介護それから保育園、医療機関については、県の制度を参考にして、鳥栖市独自の施策にはなりますけれども、財源の内訳としては、地方創生臨時交付金の枠の中で充てられる分を充てているということで、ほかにもいろんな交付金事業がございますけれども、その調整の中で、財源の内訳の変更とかも今後出てくる可能性もございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

ここにワクチン接種の医療機関への加算というのがあって、単純に金額等と施設を数えると約900万円になるんで、ひょっとしたら鳥栖独自かなと勝手に思ったんですが、そういうわけではないですね。

古賀達也健康福祉みらい部長

この医療機関への加算は、課長も説明の中で申し上げましたように、ワクチン接種を、今も12月の年内接種に向けて、平日の時間外とか土日とか、個別接種で実施をしていただいております。

そういった意味で、光熱水費とかその分が余計にかかる。

また、御協力をいただいているというところで、独自にはなりませんけれども、あくまでも枠に収まらなかった分を単独で見ても、そういう支援をやりますということで予算を提案させていただきます。

以上でございます。

中川原豊志委員

鳥栖市独自って言うだけであれば、逆にさすがだなと。

医療機関には大変お世話になってると思いますので、その辺はしっかりやっていただければと思います。

ありがとうございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

12ページのドナーの件。

ドナーをした人に1日2万円ということだけど、ドナーになるためには、きちんとしたかなり厳しい検査が要るんですよ。

ドナーをしたいという人が、その前の事前の検査で不適合となった場合は、いろんな検査代は、結局その人の自腹になるわけ。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

自腹になるわけではないと考えますけれども、この助成金は、提供まで行き着いた方が対象となっております。

藤田昌隆委員長

1日2万円についても、別に高くないなと思って。

約1週間、下手したら10日間ぐらいずっと痛い目を負って、検査も受けて、たった2万円かという気持ちなんだけど。

ドナーを提供したいという人が、しっかり検査を受けて、残念ながら駄目だったといったときに、それは自腹でしてくださいっていうのも何かおかしいし。

もう一つ、鳥栖市に住民登録をしている人が対象なんだけど、逆に鳥栖市内の人が県外から来た人からもらった場合はどうなる？

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

県内でマッチする方がいらっしゃるとは限りませんので、例えば、佐賀県内の患者さんに県外のドナーの方が提供することも、北海道の方の場合もありますし、海外のバンクを利用される場合もあるということなので、あくまでも、提供を受けられる側が、県内に限るものではないということです。

提供する側が鳥栖市在住の方ということであれば、鳥栖市の方が福岡の方に提供された分も可能ということです。

藤田昌隆委員長

じゃあ、福岡県の方が鳥栖市の人に提供した場合には？

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

福岡県のお住まいの自治体にこういう助成の制度があれば、助成をされます。

藤田昌隆委員長

これ今回、県のほうになってるんだけど、国家予算がついたとかじゃないと。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

全国的に取組は進んでおりまして、佐賀県も今年度からこの助成制度を始められましたけれども、全国的には遅いほうでございました。

ほかの都道府県では、先に県全体で進めているところもあれば、自治体ごとに行っているところもあると聞いております。

藤田昌隆委員長

提供は2回までかな。かなり厳しい中で2回まで提供して、3回目の提供はできないとよね。

提供してくれる人は、1人でも多くほしいし、そういう患者さんもいっぱいいるし、コロナでどうのこうのももちろんあるんやけど、えらい安いなという感じがしたんで、ぜひ値上げを要望いたします。

以上です。

永江ゆき委員

同じところなんですけど、求人が始まった経緯はどんな感じだったんですか。

それと、4人以上になったらどうされるんでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

今回この助成制度を計上しておりますのは、本年4月に佐賀県がこの助成制度を取り組むということで、県内の自治体に協力を求めたことにございます。

それで、今年度から取り組むところ、来年度から計画をしているところ、県内の自治体そ

れぞれでございます。

今回3名分を計上しておりますけれども、計上の積算といたしましては、県内で年間に10人から20人と聞いておまして、それを基に3名というふうに今回計上しております。

現在ですと、今年度は県内で3名提供があったというふうに聞いております。

3名分の計上なので3名以上は駄目かというわけではなく、もし3名以上の提供者がいらっしまった場合は、補正をお願いするなり、現計予算で対応するなり考えております。

永江ゆき委員

ありがとうございます。

それと、11ページの医療機関等物価高騰対策緊急支援事業の件です。

ここに、歯科・薬局って書いてるんですけど、歯科は何件ぐらいあるんでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

市内37施設でございます。

永江ゆき委員

ありがとうございます。

37施設ですね、薬局は？

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

45施設でございます。

永江ゆき委員

ありがとうございます。

それと、先ほどちょっと分からなかったんですけど、保育園の話です。

私立保育園と認定こども園って書いてあって、幼稚園はまた別に県のほうがされているということだったんですけど、公立はどうなってるんでしょうか。

林康司こども育成課長

公立につきましては、節10の需用費の中で燃料費及び光熱水費を計上させていただいております。

永江ゆき委員

すみません、ありがとうございます。

飛松妙子委員

先ほどの件ですが、これの周知方法とか申請方法とかはどのようになってますでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

この骨髄の提供につきましては、公益財団法人日本骨髄バンクを通じて、登録と提供のマッチングをされることから、この予算が通りましたら、日本骨髄バンクのホームページにア

ップしていただくと同時に、鳥栖市のホームページ、県のホームページ等でも周知を図っていただくことにしております。

申請書等につきましても、ホームページ等で申請用紙をアップして申請していただくという形になります。鳥栖市に申請していただきます。

飛松妙子委員

ということは、ホームページから申請書を取り出して、それを鳥栖市に提出するということですね、分かりました。

で、これの期間なんですけど、例えば、令和4年度だったら令和4年度にされた方なのか、それとも過去に遡っていいのか、申請はいつまでできるのか教えてください。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

今年4月が県の助成の施行でございまして、鳥栖市の場合は、議会で御承認いただきましたら、4月に遡り適用することといたしております。

飛松妙子委員

申請はいつまでにすれば間に合うんでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

県に確認をして、申請の時期を合わせたいと思っております。

飛松妙子委員

申請の時期については、県と合わせるということですね。

それから、医療機関等物価対策の支給方法も教えてください。

市から直接、病院関係に御案内が行って申請をするのか、どういうやり方をするのか教えてください。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

市から直接、各医療機関、施設、薬局等に通知をいたしまして、申請をしていただいた後、振り込みをするということを考えております。

飛松妙子委員

これは今年度の分だと思うんですが、締切りとか期限もあると思いますので、ここに上げている施設が漏れなく給付できるように、もし申請がなかった場合は、確認を取るとかいうところまでお願いしたいと思います。

それから、保育所等の物価対策もどのようにされるか教えてください。

林康司こども育成課長

保育所や認定こども園につきましても、御案内をして、申請をいただいて、申請に基づいて振り込みをさせていただきます。

飛松妙子委員

併せて、漏れがないように支給できるようにお願いいたします。

以上です。

樋口伸一郎委員

追加議案についてもいいですか。

議案乙第37号についての質問なので、資料を変えて4ページでお願いします。

出産・子育て応援交付金事業について御質問です。

目的には、合計10万円相当の経済的支援を実施するというのですが、事業内容に、妊婦さんと出生した子どもを養育する方ということで、お一人に10万円っていうイメージでいいですね。

まず確認です。

林康司こども育成課長

お一人のお子さんの出産であれば、10万円となります。

多胎児の方におかれましては、出生の子供の人数掛ける5万円ということになっております。

樋口伸一郎委員

そうしたら、例えば、妊婦さんはAさん、そのお子さんを育てる人はBさんだったらどうなるんですか。

林康司こども育成課長

この制度につきましては、出産された妊産婦の方の相談支援とセットになっておりますので、第三者ということが基本的にはございません。

樋口伸一郎委員

分かりました。

そうしたら事業費のところですけど、ここ近年の鳥栖市の出生数は700人ぐらいのイメージなんですけど、この見込み数の1,045人の根拠を教えてください。

林康司こども育成課長

1,045人の内訳につきましては、令和4年4月から令和5年3月に出生する新生児数を660人と見込み、今年度妊娠届を出され、令和5年度に出産予定の妊婦の方を令和4年9月から令和5年3月までで385人と見込みまして、合計が1,045人でございます。

藤田昌隆委員長

妊娠届も要るわけ。

林康司こども育成課長

妊娠届を出された方につきましては、母子手帳を健康増進課で……（「そうか、母子手帳があるか」と呼ぶ者あり）そこで手続等を取られた方に対して、今年度は支給をします。（「その届出を出した人が385人ね」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員

何で9月から？

林康司こども育成課長

9月からと申しましたのは、例えば、4月、5月に妊娠届を出された方は今年度中に出産をされることだと思います。

で、9月からというのが、妊娠届につきましては、2か月、3か月经ってから大体手続を取られますので、逆算じゃないですけども、そうした中で、9月から3月までということで人数を見込んでおります。

樋口伸一郎委員

分かりました。

そして、この金額は、国庫支出金が3分の2で、県支出金が6分の1っていうふうになってるので、お金の流れとしては、ぴったりこの額にならんでしょう。見込み数なので。

どこのタイミングで県とか国とかと確定した分をやり取りするんですか。

林康司こども育成課長

今年度の予算につきましては、国の第2次補正予算ということもありまして、要綱も年内に出来ると本日アナウンスがあったところではあります。

今年度出生された方につきましては、今年度にある程度手続を始めたいということで、今回計上させていただいております。

基本的に、今年度の分は、繰越しで対応を考えております。

樋口伸一郎委員

あとは進捗を見て、また教えていただくようにします。

ありがとうございました。

中川原豊志委員

関連です。

伴走型っていうので、話が出てるんですけど。

新年度になって継続する可能性というものもあるわけですよ。

そうしたら、例えば今年度妊娠されて5万円払って、令和5年度に出産されて、また5万円払うという状況になる可能性は？

林康司こども育成課長

現在、国からいただいている事業の説明では、令和5年度も継続してということですので、そこを踏まえたところで、今後、当初予算で計上をさせていただく予定ではあります。

中川原豊志委員

了解です。

最後に、この10万円相当の支給の方法について、現金なのかクーポンなのか、ある程度整理されたかなと思ってですね。

林康司こども育成課長

昨年度の5万円、5万円の給付のときもございますし、鳥栖市が、転入、転出等も多いということもありまして、今のところ現金でということを第一に考えているところでございます。

飛松妙子委員

システム改修はいつぐらいに終わる予定なのかと、実際いつぐらいから支給ができるのかを教えてください。

林康司こども育成課長

システム改修につきましても、具体的な要綱がまだ国から降りてきてないところがあるんですが、予算が下りて、1月にシステム改修が必要なことが示されれば、それに対応していきたいと思います。

できるだけ早くということしか、現時点では申し上げられないかなと思っております。

飛松妙子委員

給付のほうも、いつぐらいから開始できるかも分からないってことですか。

林康司こども育成課長

まだはっきりとは申し上げられないんですけども、申請書が2月等に出すことができたとしても、希望の有無のアンケートの御回答をきちんといただいた方に対して給付ということになります。

その辺の手続的なところも、国からまだ具体的には示されておられませんので、年度内にばたばたにならないように、今回上げさせていただいて、その要綱等に基づいて、手続の準備を進めていきたいと思っております。

飛松妙子委員

早くても年度内ということでしたけど、国から来てなくてもできるだけ早く準備して……
(発言する者あり) 支給できるようにお願いします。

藤田昌隆委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質問はないみたいですので終わりますが、副委員長、現地視察についていいですか。

中川原豊志副委員長

現地視察ですけれども、今のところ私のほうに届出があっておりませんが、何かありますか。

藤田昌隆委員長

ちょっと休憩します。

午後 5 時44分休憩



午後 5 時45分開会

藤田昌隆委員長

再開いたします。

中川原豊志副委員長

現地視察でございますが、条例、また、移転等の話もあったんで、生涯学習センターの移転場所並びに現在使われている勤労青少年ホームについて、現状確認という形で現地視察をさせていただきたいという要望がございますがいかがですか。（「所管には確認は取った」と呼ぶ者あり）

じゃあ、所管のほうに確認を取って大丈夫ということであれば。

ただ、田代分館については、現在工事中で、中に入って見ることができるかどうかは分からないという話が先ほどあったんで、状況だけでも確認したいということであれば要望したいと思います。

藤田昌隆委員長

現地視察については、以上に決めますがよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

16日の朝10時出発ということで、文教厚生常任委員会で現地視察をしたいと思いますので、御予定のほどよろしくお願いします。



藤田昌隆委員長

本日は大変遅くまでありがとうございます。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 5 時45分散会

令和4年12月16日（金）

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆

副委員長 中川原豊志

委員 成富牧男

委員 飛松妙子

委員 永江ゆき

委員 樋口伸一郎

委員 田村弘子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 鹿毛晃之

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

高齢障害福祉課長 竹下徹

こども育成課長 林康司

健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼

保健センター所長 名和麻美

スポーツ文化部長 佐藤敦美

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 八尋茂子

教育部長 小柳秀和

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課総務係長 城島直也

学校教育課長 古賀泰伸

学校給食課長兼学校給食センター所長 犬丸章宏

生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

現地視察

(仮称)生涯学習センター(田代大官町)

勤労青少年ホーム(元町)

陳情

陳情第22号物価高騰に対する高齢者福祉・介護施設等への支援について(要望)

陳情第24号食の自立支援事業における物価高騰への支援に関する要望書

[協議]

自由討議

議案審査

議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第6号)

議案乙第37号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第7号)

議案甲第41号鳥栖市生涯学習センター条例

議案甲第42号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

議案甲第43号鳥栖スタジアムの一部を改正する条例

議案甲第44号鳥栖市プロスポーツチーム練習拠点の開放奨励に関する条例

議案甲第46号事業用定期借地権設定契約の変更について

[総括、採決]

報告(学校給食課)

学校給食費の改定について

[報告、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

(仮称)生涯学習センター(田代大官町)

勤労青少年ホーム(元町)

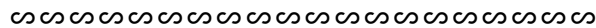
至 午前11時



午前11時10分開会

藤田昌隆委員長

それでは、本日の文教厚生常任委員会を開きます。



陳 情

陳情第22号物価高騰に対する高齢者福祉・介護施設等への支援について(要望)

藤田昌隆委員長

ただいまから、陳情の協議結果ということで、何か御意見がありましたら、お伺いいたします。

まず、陳情第22号物価高騰に対する高齢者福祉・介護施設等への支援についてということですが、結論は、もう市で支援金として予算が計上されているということで、22号に関してはこれでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



陳情第24号食の自立支援事業における物価高騰への支援に関する要望書

藤田昌隆委員長

次に、陳情第24号食の自立支援事業における物価高騰への支援に関する要請書ということでございます。

各委員より執行部に対してということで、非常に大事である、それから、提供数とか人数、負担金額も減額できないか、とか、評価表の問題、それから事業所との協議。

執行部に対して、「事業所等と協議のうえ、支援を検討していくようにということで意見の一致を見ました」とありますが、何か付け加えることがありますか。

成富牧男委員

24号の最後のところ。

ほとんど意味ないかもしれんけど、「協議のうえ」のあとの「支援を検討し」を支援前提じゃなくて、「支援について検討して」としたらどうかなと思います。

藤田昌隆委員長

要するに、支援するかどうかはまだ分かりませんという意味でしょう。

この文章でいくと、支援はやりますということなんですが、今、成富委員からありましたがいかがでしょうか。

飛松妙子委員

物価の高騰ということで、食品関係値上がりしてますので、その辺りに対しての支援はできるのではないかなと思いますので、こういう表現でいいのではないかと私は思います。

中川原豊志委員

私のほうも、執行部も検討するようなことでしたんで、この文章でいいのかなと思います。

ただ、4番目の「利用者の負担金額も減額できないか」っていう文章が、ちょっと違うのかなと。

要は、減額じゃなくて負担増にならないようにっていうことじゃないのかな。

今、400円取ってるんで、100円上げるならどっちから上げるのか、というので、利用者のほうも450円になるとかじゃなくて、負担増にならないようにという解釈じゃなかったかなと思ってます。

藤田昌隆委員長

ということは、「利用者の負担増にならないようにできないのか」でいいですかね。

樋口議員、何かおかしい？

樋口伸一郎委員

「負担増にならないようにできないのか」じゃなくて、「負担増になってはならない」とか、負担増にならないように求めた形を書いたほうがいいかなど。

ちょっと限定的ですけど、「できないのか」となると、なる可能性が出てくるけん。

例えば1番やったら、「重要である」って断言してあるじゃないですか。

そういう形で、負担増にはならないように求める形のほうがいいんじゃないですか。

藤田昌隆委員長

じゃあ、「利用者の負担増にならないように求める」でいこうか。

それでいいですか。

この陳情結果についての報告は、以上の文章でいいですか。

成富牧男委員

一応問題提起しましたけど、多数の御意見がこの原文のまま、「支援を検討していくように」となっておりますので、私も同意します。

藤田昌隆委員長

分かりました。

これで最初の決定どおり、「当委員会としては、市執行部に対し、事業者等と協議のうえ、支援を検討していくようにということで意見の一致を見ました」でよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情の協議を終わります。



自由討議

藤田昌隆委員長

それでは、自由討議に移りますが、昨日、私のほうから皆さん方に配付いたしました、競馬場球場の件については、現在、実際に運営されている財団のほうから、競馬組合と市長、副市長とお話ししている部分があるということですので、その結果次第で、今後動き出すという形になると思います。

そういうことで、皆さんにお配りした文書に関しては、取下げという形にいたします。

この問題じゃなくて、ほかに自由討議をしたいというテーマがありましたら、おっしゃっていただいても結構です。

樋口伸一郎委員

ほかの自由討議の前に。

引き下げることにに関して異議はないですけど、さっきの自由討議では、配付された分をどう取り扱っていくかという、委員長の主導だと思うんですけど。

配付された書類が、一応まだ内部資料ということで回ったんですけど、それっていうのはまだ対外的に漏れてないという状態ですよ。

そこだけちょっと確認だけしかんと、まだ正式じゃないのに、鳥栖市議会って書いてあったけん。

中身の部分を慎重に取り扱っていかんと、鳥栖市議会にそういう動きがあると変な解釈を与えることになっていかんので、ちょっとそこら辺を。

藤田昌隆委員長

この件に関しては、正式なものじゃなかったですが、何遍か競馬組合に対してもそういう話もしてましたし、執行部の佐藤部長とかあの辺とも、所管事務調査として、どうやってこれを達成したいかっていう話をしてましたので、今日皆さんで自由討議をしてもらって、ひょっとしたら、もうここで決めていいよとか、後は会派に持ち帰ってとかの段階でございましたので、正式な文書ではなかったんです。

今後、そういう文書の取扱いについては、私も含めてですが、皆さん方も十分に注意していくように、お願いしたいと思います。

皆さんの御協力をよろしくお願いします。

以上です。

じゃあ、ほかの自由討議についてありますか。

飛松妙子委員

今日、現地視察を見て感じたんですが、新しく生涯学習センターを改修するに当たって、多目的トイレをここに造りますって見させていただいたときに、とても狭くて、オストメイトトイレとかは考えてますかって聞いたら、それは考えてませんってことだったんです。

今、医療関係もどんどん進む中で、長生きされる方もいらっしゃいますし、若くして手術をして、例えば人工膀胱になったりとか、いろんな方もいらっしゃる中で、外に出る活動がしやすい環境を、今後整えていかななくてはいけないと思ってます。

改修とかするのであれば、ただ単に多目的トイレを造るんじゃなくて、皆さんが活用しやすいような、そういう方々も活用していただけるようなトイレを考えていかなければと思います。

前から、オストメイト協会のほうからも要望とか上がってたりしますけど、できるところ

はするけど、できないところはもうこのままみたいなところが若干ありますので、何のためにここのセンターを造るのかとか、そういうことを考えた上で、やっぱり必要なものは造っていかねばいけなと感しました。

今後、改修、改築、新設をするときには、何の目的があって建物を造るのか、それに対して、トイレとかいろんな部分でバリアフリーをどうしていくのかっていうのは、しっかり考えていかねばいけなと感しました。

皆さんも今日の視察を見て、また今までの中でもどう感じていらっしゃるかなと思って、発言させてもらいました。

藤田昌隆委員長

今の古い社協は、バリアフリーは全くできてなくて、下は調理とかああいうところだし、2階に上がるにしてもどうやって上がるのかなと。

それで今日、中は見れなかったですが、新しいところが、玄関口はバリアフリーというか車椅子でも入れるようになってたんですが、各トイレの段差とか、あの辺の確認ができなかったんで、その辺もしてなかったら、そこの中に入れてもらうようにせんといかんとかなと思いました。

両方見たから、特にそういうふうに飛松議員と同じような考えで、バリアフリーとか、やっぱり1人でも多く使えるような形にしたほうがいいなというふうに思いました。

ほかに。

成富牧男委員

今のお二人の御意見、全くそう思います。

できるかできんかは別として、今さら設計変更なりできるか、それから予算の問題もありますし。

できることは、執行部へ要望として上げてもらいたいなと思います。

田村弘子委員

委員長が言ってあったように、出入口のところのタイルは、溝があって、水もたまりやすいし、滑りやすいタイルだなと、私も思いました。

もうあのまま使われるのであれば、滑らないような対策をしてもらって、いろんな方が使われる中で、雨の日でも晴れの日でも、安心して使えるような施設になるようにしていただけたらと思いました。

永江ゆき委員

同じですけど、子供がボールを使える場所が少なくなっていて、ちょっと確認しましたところ、今はそうやって遊んでるっていう状況だったんですけど、いざ遊び始めたら周りの近隣

の方からのクレームとかで使えなくなったりとか、結構あるんですよ。

なので、ぜひそこも、子供たちが遊べる場として、ちゃんと使えるようにしていただけたらと思います。

それともう一点は、議案外ですけどいいですか。

スタディルームのことで西依議員が質問していただいて、答弁のほうが、何らかの形で検討すると言っていたいただきました。

せっかくそこまで言っていたので、ぜひ、いつかをちょっと聞けたらいいなって思ってるんですけど、どうですかね。夏休みとか春休みとか……。

藤田昌隆委員長

ちょっとすみません、答弁しづらいところもあるし……、もう内々の所管事務調査の対象になるのか。

本会議場で質問した中で、捉え方が全然違う人もいますよ。

例えば、環境というのは自分でつくったり、自分の与えた中でつくることが大事なんですよ。何でもかんでもという部分もあるし。

同じ会派ですから、非常に言葉は難しいんですけどね。

そういうことで、それについては、今後、意見をたくさん持った上で——1人が言ったからってそれが全てじゃないからですね。

お金も当然かかるし、人も用意せないかんし、たくさん問題が出てくるんですよ。

優先順位からいったら、放課後児童クラブとかの場所がどうのこうのとかって問題もあるし、高校生やけん自分でやるだろうでは駄目だし。

だから、いろんな問題を含んでるんで、やるならば、みんなの意見を慎重に盛り上げながらせないかんかなとは思ってるんですけど、非常に難しいこと言われましたけど……。

樋口伸一郎委員

私も、委員長がおっしゃった手続は正しいと思います。

一般質問の内容も間違った内容ではないと思いますし、委員会とかですていく範囲としては所管事務の範囲に入るんですよ。

ただ、執行部が現在どのように考えてあるかとか、ほかの議員さんや、議会のコンセンサスとか、執行部のベクトルがある程度同じ方向を向いていかないとその先に行けないので、その辺の調査とか、意見交換とか、そういうところに時間を少し要する必要があるっていうふうにおっしゃったのかなと思いました。

私も、端的にぼんといくよりも、後で実を結ぶ形としては、遠回りでも調整とかに時間をかけたほうがいいのかと思います。

再開いたします。

スポーツ振興課の配付資料について、説明をお願いいたします。

小川智裕スポーツ振興課長

お手元に資料を配付させていただいておりますが、御審議をいただいたときに御意見を頂きました、地域交流推進事業の概要と、体育施設条例の改正と、鳥栖スタジアム条例の改正の概要について、まとめております。

こちらに記載している分については、委員会でも御説明させていただきました内容と、事業の目的と事業内容のほうと、改正につきましては、改正内容が体育施設条例では3件ありまして、金額の改正前、改正後、回数券の金額を入れたところで作成をさせていただいております。

以上、資料の御説明とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

何か御意見等がありますか。

中川原豊志委員

資料のほう、ありがとうございます。

改めて確認ですが、地域交流推進事業の300万円を、今定例会に提案された理由を再度確認させてください。

小川智裕スポーツ振興課長

事業内容に、サガン鳥栖がサポーターとともに久光スプリングスのホームゲームを応援して、久光スプリングスもファンとともにサガン鳥栖のホームゲームを応援するというところで計画をしております。

久光スプリングスのホーム最終戦が令和5年2月4日、5日になりますので、来春の完成と合わせたところで、応援機運をさらに盛り上げていきたいというところから、今回の補正で計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

サガン鳥栖の開幕にも合わせてというのものもあるのかな。

小川智裕スポーツ振興課長

サガン鳥栖の開幕はまだ未定ではございますが、通常は2月に開幕しますので、開幕か、それ以降の3月以内に、久光スプリングスがファンとともにサガン鳥栖のホームゲームで応援をするという企画のほうも、併せて実施をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

飛松妙子委員

今の部分で、「情報発信力を生かしたスポーツの魅力発信」とは、どのような形で魅力発信されるのか教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

サガン鳥栖、久光スプリングスの選手等による、二十歳の式典と、小中学校の卒業式での激励メッセージといったところを予定しております。

以上でございます。

飛松妙子委員

今の御答弁だと、二十歳の式典のときには選手の方が来られて、小中学校のときはビデオメッセージか何かということですか。

小川智裕スポーツ振興課長

すみません。

二十歳の式典につきましても、同じようにビデオメッセージでの激励ということで考えているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

小中学校12校ありますが、12校ばらばらに選手の方がビデオメッセージをしてくださるってことですか。

小川智裕スポーツ振興課長

形はまだ再度調整をさせていただきますが、小学校、中学校単位とかの形になると思っております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

資料ありがとうございました。

これは令和4年度の予算になってくるんで、令和4年はいいですけど、事業内容の応援機運の醸成とか魅力発信とかは、ある程度半継続性があるって、効果を発揮したりするものかなと思うので、今後の考え方というか、令和5年度にもこういうのをしていこうかって考えてるのか、教えてもらっていいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらの事業につきましては、新規事業となっておりますので、今回実施をさせていただきます。

いて、その効果を検証しながら、継続させていただくのか、効果的な事業継続が必要なのか、その点は見極めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

この220万円と80万円の内訳、例えば220万円だったら、ホームゲームを応援と書いてありますけど、こういうのに幾らという内訳を、80万円のほうも同じようにお願いします。

小川智裕スポーツ振興課長

サガン鳥栖が久光スプリングスのホームゲームを応援が、120万円。

久光スプリングスがサガン鳥栖を応援するほうが、100万円と考えております。

内容といたしましては、チケット代や来ていただいたの盛り上げ関係での費用と考えております。

選手等の情報発信力を生かしたスポーツの魅力発信のほうが、先ほどビデオメッセージと割愛させていただいておりましたが、それと、2チーム分のグッズの作成も考えております、こちらを含めたところで80万円と考えているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

最後のところ、グッズを鳥栖市が作るわけ。

小川智裕スポーツ振興課長

グッズにつきましては、それぞれのチームで、ウイントスくん、ハルちゃんというグッズがありますので、それを鳥栖市のほうで——今、とっちゃんを含めた3体のキャラクターの看板もありますので、そういったものを検討しているところでございます。

それが鳥栖市しかできないような、応援機運の醸成にもなろうかと思っているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

ちょっと一つ一つ引っかけますけど。

チケット代それからバス代とも言われましたよね。スプリングスの試合を観に行くサポーターのバス代ということですよ。何台ぐらい予想してるんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

先ほど私が申した分で、サガン鳥栖のサポーターがスプリングスのホームゲームに行く分が、120万円。

久光スプリングスがサガン鳥栖のホームゲームを応援する分が100万円で、差額の20万円が

バス代と考えているところでございます。

現在の想定ですと、2台分ぐらいで応援というところで、検討をしているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

そうしたら、100万円は全部チケット代？幾つか丁寧に言って。

小川智裕スポーツ振興課長

チケット代が主にはなります。

その他に会場でのツアーなり案内とか……、会場のほうも知っていただいて、どういう雰囲気盛りが上がっていくのか、そういったところのおもてなしをしていただくということも含めまして、観戦の分が100万円というところで考えているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

すみません、なるべくだったら賛成したいいな。

もう少しちゃんと内訳を言って。

さっき何て言われた？チケット代の後の……、観覧席で何か接待すると？

その辺り、いらん誤解も招くけん、きちんと説明してください。

小川智裕スポーツ振興課長

チケット代と、あと先ほど私が申し上げたのが、サガン鳥栖のホームゲームで、今、市民招待とかをする際に、スタジアムの普段入れないところを案内するという、バックステージツアーを行っているところでございます。

それと同様のものを、久光スプリングスのホームゲームのときにも御案内をしていただくとか、そういったところで、より身近に感じていただくところを企画をしているところでございます。

成富牧男委員

それに幾らかけると言いよると？

小川智裕スポーツ振興課長

こちらにつきましては、アテンドを岩坂さんとかOBの高橋さんとかにお願いをしますので、その辺の経費も含めたところで、チケット代が、大まかに40万円から50万円ぐらいかかると。

残りの分は、バックステージツアーとかに市民が来て応援をして、またさらに知っていただく分と、あと、その他経費等が含まれると考えているところでございます。

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通じ、総括的に御意見がございましたら発言をお願いいたします。

成富牧男委員

そうしたら、私のほうから。

今回の審査の中で、ちょっと気になったところを幾つか挙げたいと思います。

いわゆる予算の意義というか、それを踏まえた予算立てをしてあるかどうか。

例えば、これは当初予算で上げるべきではないか、何で今頃補正予算かとか。さっきのやつも私はそう感じてるんです。

だからそこら辺を、もうちょっと今後整理してもらいたい。

来年度でいいのではないかというのが補正になったり、今頃補正せんでも当初から分かってたんじゃないかみたいなのがあるので、そういうところをしっかりとやっていただきたいのが一つ。

2つ目は予算の執行について。

予算の執行については、早期に発注、着工して、早期に完成するというのが基本だと思いますよ。これは何を頭に置いているかというのと、なかよし会ですね。

大体4月から6月において、建築とか土木とかはば一つと出しますよね。

入札が10月の下旬やったでしょう。

私の感覚から言えば、ここら辺はいろいろな入札がいっぱいになる時期なんですよ。

4月、6月で入札したやつの工事が始まってずっと——だからこの工事は、もし4月から6月の間に早期に発注していれば、ひょっとしたらいろんな対応ができたかもしれん。

この後、田村議員からまた要望があると思いますけど、そういう問題も、もうちょっといろいろ対応ができたかもしれないなと思っています。

それから3つ目は、まさに今の話ですけど、もうちょっと説明は丁寧にやっていただきたい。

特にこれについては、委員会でも出ましたけど、本来は主要事項説明書をつけていぐらいいの内容ですよ。

今いみじくも新規事業と言われました。さっき小川課長が言われましたよね。

新規事業というぐらいだったら、次の年度に回すとか。

何かもう、これはしれっといきたかった、質問が出らんなら幸いみたいな感じでされたんじゃないかとまで疑ってしまうような予算でした。

今後、気をつけていただきたいということを申し上げて終わります。

藤田昌隆委員長

次に。

田村弘子委員

先ほど、成富議員からも言われましたけれども、なかよし会のことです。

入札が不調に終わって、その間たくさんの執行部の方たちが、開設に向けていろんな調整をしてくださったり、人員配置のためにいろんな面談を行っていただいている努力は本当に感謝しております。

鳥栖北小学校B・Cクラスに入所ができると思って、来年度安心してゆっくり構えてあった保護者さんや子供たちのためにも、どうにかB・Cクラス分の方たちだけでも、どこかほかの施設を使って、協力しながら入所ができるように、全力で何か対策を考えていただきたいと強く要望したいと思います。

よろしく願いいたします。

藤田昌隆委員長

それでは、総括を終わります。



採 決

藤田昌隆委員長

これより採決を行います。



議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

藤田昌隆委員長

初めに、議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）中、当文教厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案乙第33号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）中、当文教厚生常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。



議案甲第41号鳥栖市生涯学習センター条例

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第41号鳥栖市生涯学習センター条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第42号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第42号鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第43号鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第43号鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第44号鳥栖市プロスポーツチーム練習拠点の開放奨励に関する条例

藤田昌隆委員長

次に、議案甲第44号鳥栖市プロスポーツチーム練習拠点の開放奨励に関する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第37号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

藤田昌隆委員長

次に、議案乙第37号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）中、当文教厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案乙第37号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）中、当文教厚生常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。



議案甲第46号事業用定期借地権設定契約の変更について

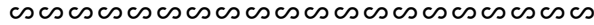
藤田昌隆委員長

次に、議案甲第46号事業用定期借地権設定契約の変更について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



樋口伸一郎委員

終わる前に、今日の視察におけるバリアフリーの件について、自由討議の中で委員の一致を見てますので、委員長のほうから執行部のほうにお伝えいただいた上で、委員長報告でもお知らせいただきたいと、要望も併せてお伝えしていただきたいと思います。

藤田昌隆委員長

今日、勤労青少年ホームと、新しく田代大官町に造っている生涯学習センターを現地視察させてもらいましたところ、今回解体予定のところは、バリアフリーの部分が非常に欠落していました。

1人でも多くの方に、ああいう公共の場所を使っていただきたいということで、今後建設する建設物もそうなのですが、特にバリアフリーとかに対しての予算措置とか、いろんな配慮とか、そういうものをぜひお願いしたいと現地視察をして強く感じました。

残念なことに、新生涯学習センターのほうは工事の途中でしたので、便所のバリアフリーとか玄関のところは分かりましたが、ほかのところは細かく分かりませんでした。

皆さん方が新しいものを造るときには、バリアフリーというのを必ず頭の中に入れて、設計なり要望なり事業者と話をしていただきたいという意見が各委員からございましたので、ぜひよろしく願いいたします。



藤田昌隆委員長

以上で、文教厚生常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



報告（学校給食課）

学校給食費の改定について

藤田昌隆委員長

議案外報告で学校給食課から学校給食費の改定について報告の申出がっておりますので、お受けしたいと思います。

犬丸章宏学校給食課長

それでは、学校給食費の改定について報告をさせていただきます。

資料を御参照いただきますようお願い申し上げます。

学校給食費につきましては、現在小学校給食では、1食当たり250円、年間では4万7,300円。

中学校給食では、1食当たり300円、年間では1、2年生が5万7,000円、3年生が5万3,100円としております。

この学校給食費につきまして、物価（食材費）等の高騰が続く中、学校給食の質を維持していくため、額の改定を行うものでございます。

額の改定に当たりましては、令和3年度から令和4年9月までの食材費等の上昇率約7.3%を参考としております。

この食材費等の上昇率につきましては、令和4年度4月時点での、本市の学校給食に係ります食材費を、令和3年度の食材費と比較した値上がりの率に、令和4年度4月から9月までの消費者物価指数の動向を踏まえ、算定したものでございます。

改定後の1食当たりの学校給食費は、小学校が15円の増となる265円。

中学校給食費が、20円の増となる320円としております。

また本市では、令和5年度から学校給食費を市の公金として取り扱うことを予定しております。

このことに合わせまして、学校給食費の年額はこれまでは定額としていましたが、定額とすることを改めまして、1食当たりの額に、その年度の給食実施予定回数を乗じて算定することとしております。

お手元の資料では、年間実施予定回数を190回とした場合の例をお示ししております。

さらには、納付していただく月をこれまで4月から2月までとしていたものを、5月から3月までとすることとしております。

以上申し上げました、学校給食費に係ります、1食当たりの単価、年額の算定方法、納期などにつきましては、本市の規則により定めることとしておりまして、その規則の施行日につきましては、令和5年4月1日としております。

以上、報告とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

ありがとうございました。

何かありますか。

樋口伸一郎委員

1個だけ教えていただきたいのが、この「物価高騰が続く中」っていうのは、給食費に関しなくてもいろいろあると思うんですけど。

補助っていうか行政支援が、様々にあったんですが、給食費については、そのあたりはどうなってくるんでしょうか。

基本、保護者負担とかになってくるんですけど、増額分の支援については、どのように考えておられますか。

犬丸章宏学校給食課長

小学校は15円、中学校は20円を、1食当たり増額ということでございますけれども、この部分について、現在は国の交付金を活用して、物価上昇分について補助をさせていただいているところでございます。

来年度の交付金の動向等の措置が、まだ今のところ示されていないというところでもございますが、今のところ、それが無いものと考えますと、今年度のような措置は、来年度については、今のところ考えていないというのが状況でございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

国とかのまだ不明確な部分があると思うんですけど、あるときは、そういうところも織り交ぜて検討していただきたいと思います。

今回の増額については、別にありません。

藤田昌隆委員長

ほかに。

飛松妙子委員

全体合わせて、差額が1か月当たり大体どのくらいの負担増になるのか、教えていただけますか。

犬丸章宏学校給食課長

来年度から、給食の実施予定回数で年度ごとに金額が違ってはきますけれども、例えば、現在の年額が、おおむね年間190回を目安として給食を実施するという事で算定をされてますので、来年度も例えば190回実施をする予定ということでいきますと、小学校で月額270円

程度、中学1年生で、345円程度増額の見込みということになります。

以上でございます。

飛松妙子委員

1人当たり270円と345円だと思うんですが、全体の人数で掛けると幾らになりますか。

藤田昌隆委員長

どういう意味？質問の意味がよく分からん。

飛松妙子委員

要は、小学校と中学校で増額する1か月当たりの金額が全体で幾らになるか、教えていただきたいんです。

年が分かります？どちらが分かりますか。どちらでもいいですけど。大体の人数でいいですので。

要は、全体でどのくらい金額が上がって、もしそれを鳥栖市が負担するとしたら、どのくらいの金額になるかを知りたいんです。

藤田昌隆委員長

鳥栖市の負担額を？

飛松妙子委員

今、保護者にこの金額を求めているんですけど、もし鳥栖市がそれを見たとしたら、幾らぐらいたる金額になるのかが知りたいんです。

藤田昌隆委員長

見るとしたらよね？

飛松妙子委員

大体どのくらいの増額になるか、計算されていますかっていうことです。

犬丸章宏学校給食課長

小学校でいきますと、児童の数を大体5,000人と想定して計算をしますと、今の金額で年間2億3,600万円程度になります。

これを、改定後の1食当たり265円で190回で想定をしますと、2億5,200万円程度ということになりますので、全体で1,600万円程度の増額ということになります。

中学校につきましては、1年生と3年生の金額が違ってきて時間がかかりますので、小学校までということで、すみません。

飛松妙子委員

分かりました。ありがとうございます。

成富牧男委員

最終的にどういう議論を経て値上げに至ったのか。

審議会か何か、検討会みたいなものがあるんでしょう。

犬丸章宏学校給食課長

学校給食費の値上げにつきましては、小学校、中学校が市内に12校でございますけれども、それぞれの保護者の代表の方、それから校長先生等に参加をいただいております、学校給食運営委員会というのがございます。

その中で、学校給食の運営等について、毎年度御意見等をいただいているところでございます。

値上げにつきましては、学校給食運営委員会を、定例だと4月、11月に開催をしているところでございますけれども、6月に臨時に開催をしまして、物価の高騰で学校給食費の運営が厳しくなっているということ踏まえて、国の交付金を活用して補助を行うことと、今後の物価上昇等の状況を踏まえて令和5年度については、学校給食費の改定を視野に入れて検討を進めていくということでお話をさせていただきました。

また、11月に学校給食運営委員会を開催いたしまして、今回お示しをさせていただいてる案について、御意見をお伺いさせていただいたという経過がございます。

今週水曜日の、12月の定例教育委員会におきましても、この改定案について御報告をさせていただいて、御意見等を頂いたという経過でございます。

以上でございます。

成富牧男委員

やむなしも含めて、皆さん了承されたということですね。

それは、言うなら諮問みたいな感じなんですか。

上げたいけどどうですかという形で、検討委員会には振られたんですか。

犬丸章宏学校給食課長

条例上の機関ではございませんので、諮問という形ではないんですけれども、いろんな給食の運営も含めて御意見をお伺いするというので、成富議員も言われたとおり、社会的にいろんな物価が高騰しているというところも踏まえまして、一定御了解をいただいたという御意見は賜っているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

最後に。

さっきちょっと出てましたけど、今は国の交付金で値上げを抑えてあると思うんですが、来年度、国から交付金がある、もしくはそれを使えるっていうのは、いつぐらいには分かる

んですか。

それと、今後これ以上の値上げは——また値上げラッシュと言われて、来年度また値上げという話もありますけど、今のところはしばらくこれでいくっていう見通しをして、この金額ということですか。

犬丸章宏学校給食課長

来年度の国の交付金の動向がどれぐらいに確定になるかというのは、すみませんが、今のところ把握をしておりません。

交付金が来年度どういう形で示されるのかというところがありますけれども、活用については、担当の部署と庁内で検討しながらの対応になるかと考えているところでございます。

あと、今後の物価の動向での学校給食費の取扱いにつきましては、年度毎に学校給食費の額を改定していくというのは、保護者の皆様の御理解がなかなか難しいところがあるかと思っておりますので、一定の期間は金額でいくということを前提に算定をしているところでございます。

今後の物価の動向につきましては、常にどういう状況にあるのか把握をしながら、また保護者の皆様にも、学校給食費で使っている食材費がどういうふうに値上がりをしていくのかもお知らせをしながら、値上げについては、一定また上昇幅がありましたら、またその時点で改めて検討していくということで考えているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

意見です。

さっき小学校だけで1,600万円と言われましたかね。

鳥栖市の予算は一般会計270億ぐらい？0.何%ですので、本来はむしろ無償化が望ましいと思うぐらいなんですけれども、予算規模からいうと、無償化しても、ある意味僅かですよ。

だから、遠慮せずに、もう少し市長部局に必要性をもっと訴えて、予算を分捕ってくるぐらいの気持ちでいてほしいなと思います。

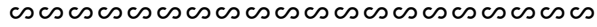
以上です。

藤田昌隆委員長

それでは、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で議案外の報告を終わります。



藤田昌隆委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて、令和4年12月定例会文教厚生常任委員会を閉会いたします。

午後0時19分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員長 藤 田 昌 隆